

令和3年3月 井手町

3月定例会会議録

井手町議会

令和3年3月井手町議会定例会会議録目次

第 1 号（3月8日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	1 4
一般質問	1 5
岡田久雄議員	1 5
1 新型コロナウイルスワクチン接種について	
2 高齢者のフレイル対策について	
中坊 陽議員	2 2
1 令和3年度当初予算について	
2 道の駅「(仮称) いで」について	
脇本尚憲議員	2 5
1 G I G Aスクール構想と家庭学習の可能性	
2 山城多賀駅前開発の進捗状況	
谷田利一議員	2 9
1 小・中学校の現状について	
奥田俊夫議員	3 1
1 災害時における避難所の施設整備について	
谷田みさお議員	3 4
1 新型コロナウイルスワクチン接種について	
2 PCR検査の拡大について	
3 ゼロカーボン政策の推進について	
木村武壽議員	4 3
1 男女雇用機会均等法について	

2 多賀駅前開発事業について

議案第10号	指定管理者選任につき同意を求める件	45
議案第11号	指定管理者選任につき同意を求める件	46
議案第12号	指定管理者選任につき同意を求める件	48
議案第13号	指定管理者選任につき同意を求める件	49
議案第14号	指定管理者選任につき同意を求める件	50
報告第1号	専決処分の報告について	51
議案第2号	井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の保育料等に関する条例の一部を改正する条例制定 の件	54
議案第3号	井手町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定 の件	55
議案第4号	井手町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件	56
議案第15号	令和2年度井手町一般会計補正予算（第7回）	61
議案第16号	令和2年度井手町水道事業会計補正予算（第1回）	72
議案第17号	令和2年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補 正予算（第2回）	74
議案第18号	令和2年度井手町介護保険特別会計補正予算（第3 回）	75
議案第19号	令和2年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算 （第2回）	77
散会		80
署名議員		81

第2号（3月10日）

応招・不応招議員	83
出席・欠席議員	83
出席事務局職員	83
出席説明員	83
議事日程	85
開会	86
会議録署名議員の指名	86

議案第 1 号	井手町総合計画「基本構想」「基本計画」の策定について……………	8 6
議案第 5 号	介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件……………	9 2
議案第 6 号	介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件……………	9 8
議案第 7 号	介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 0 1
議案第 8 号	介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 0 7
議案第 9 号	井手町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 0 8
議案第 2 0 号	令和 3 年度井手町一般会計予算……………	1 1 0
議案第 2 1 号	令和 3 年度井手町国民健康保険特別会計予算……………	1 1 0
議案第 2 2 号	令和 3 年度井手町水道事業会計予算……………	1 1 0
議案第 2 3 号	令和 3 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算……………	1 1 0
議案第 2 4 号	令和 3 年度井手町後期高齢者医療特別会計予算……………	1 1 0
議案第 2 5 号	令和 3 年度井手町介護保険特別会計予算……………	1 1 0
議案第 2 6 号	令和 3 年度井手町公共下水道事業特別会計予算……………	1 1 0
議案第 2 7 号	令和 3 年度井手町多賀財産区特別会計予算……………	1 1 0
散会……………		1 3 2
署名議員……………		1 3 4

第 3 号（3月24日）

応招・不応招議員……………	1 3 5
出席・欠席議員……………	1 3 5
出席事務局職員……………	1 3 5

出席説明員	1 3 5
議事日程	1 3 7
開会	1 3 8
会議録署名議員の指名	1 3 8
議案第 2 0 号 令和 3 年度井手町一般会計予算	1 3 8
議案第 2 1 号 令和 3 年度井手町国民健康保険特別会計予算	1 3 8
議案第 2 2 号 令和 3 年度井手町水道事業会計予算	1 3 8
議案第 2 3 号 令和 3 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予 算	1 3 8
議案第 2 4 号 令和 3 年度井手町後期高齢者医療特別会計予算	1 3 8
議案第 2 5 号 令和 3 年度井手町介護保険特別会計予算	1 3 8
議案第 2 6 号 令和 3 年度井手町公共下水道事業特別会計予算	1 3 8
議案第 2 7 号 令和 3 年度井手町多賀財産区特別会計予算	1 3 8
発委第 1 号 井手町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件	1 4 5
発議第 1 号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書	1 4 7
閉会中の継続調査の申出について	1 4 9
閉会	1 5 0
署名議員	1 5 1

第 1 号（令和 3 年 3 月 8 日）

会 議 録

定 例 会

（開会）

令和3年3月井手町議会（定例会）会議録（第1号）

招集年月日

令和3年3月8日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和3年3月8日午前10時00分 議長 西島寛道

閉会 令和3年3月8日午後 4時10分 議長 西島寛道

応招議員

1番	奥田	俊夫	2番	脇本	尚憲
3番	谷田	利一	4番	西島	寛道
5番	岡田	久雄	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

不応招議員

なし

出席議員

1番	奥田	俊夫	2番	脇本	尚憲
3番	谷田	利一	4番	西島	寛道
5番	岡田	久雄	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

2番	脇本	尚憲	7番	丸山	久志
----	----	----	----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	木田ゆかり	議会書記	仁木 崇
議会書記	梶田 篤志	議会書記	辻井 祐介

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見 明男	副町長	島田 智雄
----	-------	-----	-------

参 与 西垣 義郎
理事兼総務課長事務取扱 脇本 和弘
理事兼建設課長事務取扱 西岡 久
学校教育課長・
自然休養村管理センター館長兼務 高江 裕之
税 務 課 長 乾 浩朗
保健医療課長 中谷 誠
保健センター所長・
地域包括支援センター所長兼務 小山 烈
上下水道課参事 森田 肇
社会教育課長・
山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務 中坊 玲子

教 育 長 中田 邦和
理事兼地域創生推進室長事務取扱 藤岡 栄
理事兼上下水道課長事務取扱 中島 一也
企画財政課長 花木 秀章
住民福祉課長 野崎 裕美
高齢福祉課長 寺井 佳孝
産業環境課長 菱本 嘉昭
同和・人権政策課長 西島 豊広
学校給食センター所長 奥山 英高

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和3年3月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第1号〕

令和3年3月8日（月）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 議案第10号 指定管理者選任につき同意を求める件
- 第6 議案第11号 指定管理者選任につき同意を求める件
- 第7 議案第12号 指定管理者選任につき同意を求める件
- 第8 議案第13号 指定管理者選任につき同意を求める件
- 第9 議案第14号 指定管理者選任につき同意を求める件
- 第10 報告第1号 専決処分の報告について
- 第11 議案第2号 井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第12 議案第3号 井手町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 第13 議案第4号 井手町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 第14 議案第15号 令和2年度井手町一般会計補正予算（第7回）
- 第15 議案第16号 令和2年度井手町水道事業会計補正予算（第1回）
- 第16 議案第17号 令和2年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第2回）
- 第17 議案第18号 令和2年度井手町介護保険特別会計補正予算（第3回）
- 第18 議案第19号 令和2年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）

議事の経過

議長（西島寛道） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦
労さまでございます。

ただいまから令和3年3月井手町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議
を開きます。

日程に入ります前に、一言ご挨拶を申し上げます。

議員並びに理事者各位には、ご多用のところご出席を賜り、厚くお礼を申
し上げます。本日、汐見町長より3月定例町議会を招集されました。本定例
会は令和3年度当初予算等が提案され、審議する誠に重要な定例会でござい
ます。各議案につきまして慎重にご審議をいただきますとともに、理事者各
位につきましては適正かつ明確な答弁をいただきまして、住民の信頼と負託
に応えられますよう期待します。

議員並びに理事者をはじめ関係各位におかれましては、住民の健康と安
全・安心を第一に考え、新型コロナウイルス感染拡大を防止するための対策
をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、脇本尚憲
議員、7番、丸山久志議員を指名します。

次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から3月26日までの19日間にし
たいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月
26日までの19日間に決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、総合計画「基本構想」「基本計画」
の策定1件、条例制定8件、同意案件5件、令和2年度補正予算5件、令和
3年度当初予算8件、専決処分1件並びに一般質問は7名であります。

なお、本日の会議は皆様のお手元に配付してあります議事日程のとおりで
あります。

それでは、審議を行います前に、町長より挨拶並びに今期定例会に提出さ

れました案件の提案理由の説明をいたしたい旨、申出がありますので、これを許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） おはようございます。

本日、3月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用の中ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところでありまして、この機会に厚くお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症についてであります。全世界で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は、発生から1年以上が経過した現在でも、いつ鎮静化するのか予断を許さない状況にあります。昨年末から世界各地において新型コロナウイルスワクチンの接種が始まりましたが、そのワクチンが全ての人々に行き渡り、感染拡大が沈静化し、平穏な日常生活が戻るよう切に願うばかりであります。

我が国では、昨年4月7日から1か月間、全国的に緊急事態宣言が発出され、本年1月8日には2回目となる緊急事態宣言が東京都をはじめ、埼玉県、千葉県、神奈川県に、さらに、1月14日からは栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県の各府県にも出されました。今回の緊急事態宣言は、感染状況や医療提供体制の改善などを踏まえ、2月末に京都府をはじめとする2府6県で解除されたところではありますが、京都府においては、3月1日から3月14日までの間、新しいステージにおける感染再拡大防止対策が示され、引き続き感染症防止の取組が求められております。

このような中、我が国におきましても、2月17日からワクチンの接種が始まりました。現在、都道府県において医療従事者等へのワクチン接種が行われておりますが、国が示すスケジュールでは、4月上旬から65歳以上の高齢者接種に係るワクチンの一部を都道府県に供給される予定となっております。

本町といたしましては、住民へのワクチン接種が円滑に実施できるよう、本年1月26日に、課長級以上の管理職など約20人で構成する新型コロナウイルスワクチン接種対応チームを発足し、全庁的に準備作業を進めていく体制を構築してきたところであります。また、これまでの間、町内の医療機関や地区医師会等と、ワクチン接種に向けての医師等の人材確保や集団接種

に係る実施方法について調整を行うとともに、安心・安全な集団接種が実施できるよう、接種会場の選定、接種当日の会場における受付から接種、健康観察までの流れ、案内、誘導、予診票確認に伴う配置人員や業務手順の確認、さらに、住民からの相談窓口の設置準備等、住民視点に立って丁寧な対応ができるよう準備作業を進めてまいりました。

なお、ワクチン接種に係る準備費用の予算につきましては、2月8日に専決処分を行い、既に65歳以上の高齢者に対するワクチン接種券の印刷については完了してまいりまして、現在はワクチン接種専用のコールセンターの開設等の準備を進めているところであります。

いずれにいたしましても、新型コロナウイルスの一日も早い終息を願うと同時に、常に最新の情報を注視し、国や京都府と連携しながら、しっかりと対応してまいらなければならないと考えております。

次に、令和3年度の国の予算及び財政投融资計画についてであります。

国の予算の基本的な規模を示す令和3年度一般会計歳入歳出概算の規模は106兆6,097億円、前年度比3兆9,017億円、3.8%増で、基礎的財政収支対象経費は83兆3,744億円、前年度比4兆679億円、5.1%増となっております。

一方、これらの財源を確保するため、令和3年度の国債発行見込額は約43.6兆円、令和3年度末の公債残高は、令和2年度より約5兆円増えて、約990兆円程度となる見込みであります。

また、財政投融资計画の規模は40兆9,056億円、前年度比27兆6,861億円、209.4%増となっております。

なお、国の令和3年度予算案は3月2日の衆議院本会議で可決され、参議院へ送付されたことから、憲法の衆議院の優越規定、いわゆる30日ルールによりまして、年度内の成立が確実となっております。

次に、令和3年度の地方財政対策についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、国・地方を通じて税収の大幅な減少が見込まれるなど、極めて厳しい財政状況の中、感染症対応、社会保障関係費、デジタル化の推進、防災・減災対策等に係る歳出増を踏まえ、地方の一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースでは、実質前年度を上回る62兆円が確保されております。また、地方交付税総額についても、前年度を0.9兆円上回り、近年の最高額である平成24年度と同水準

の17.4兆円が確保され、厳しい状況の中でそれぞれ前年度を上回る額が確保できましたのは、地方6団体の固い結束と国会議員の力強い支援、そして骨太の方針2018に明記されている、令和3年度までは平成30年度の水準を実質確保するという同水準ルールによるものと考えております。

その同水準ルールが令和3年度で期限を迎えることから、今年6月頃に閣議決定される予定の骨太の方針に同水準ルールを明記させることができるかどうか、今後の地方財政にとって大変重要な節目になるものと考えております。

次に、令和3年度の町政運営に当たっての基本姿勢並びに予算編成に当たっての基本方針であります。

私の基本姿勢といたしましては、住民各位のご賛同を得て栄えある町長に就任以来、町の主人公は住民との認識の下、各種団体をはじめ住民との対話を重ね、住民と一体となって歩んでまいりました。今後も引き続き、この基本姿勢を堅持しつつ町政を推進してまいりたいと考えております。

本町の財政は、町税等の自主財源に乏しく、地方交付税や国・府支出金などの依存財源に頼っていることから、経済動向や国・府の対応によりまして大きな影響を受けるという構造になっております。したがって、財政構造を転換しない限り、今後も厳しい財政状況が続くものと考えております。

しかしながら、いかなる財政状況下におきましても、行政の果たすべき役割はますます重大なものとなってきており、以前から実施してまいりました道路・下排水路などの生活基盤の整備・拡充や地域福祉をはじめとする福祉の充実、住民の健康増進、教育の充実、環境保全や防災対策の強化、商工業の活性化や農業の振興、差別解消に向けた人権啓発など、継続的な取組をさらに積極的に推進していく必要があります。特に、財政が厳しくなればなるほど後退が余儀なくされる教育や福祉などについては、今後も後退させることのないよう努めてまいりたいと考えております。

また、本町の最も大きな課題は、人口の減少を食い止め、いかにして町を活性化させるかであります。そのためには、利便性の向上を図るためのJR奈良線の複線化、雇用の創出や税収の確保のための企業誘致、そして住宅地をはじめとする開発適地拡大のための国道24号城陽井手木津川バイパスの整備の三つが最も重要であると考えておりまして、令和3年度もこれらが着実に前進できるよう、最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

さらに、防災拠点としての機能の充実と住民サービスのさらなる向上を図るための庁舎建設や山吹ふれあいセンターの移転をはじめ、老朽化している多賀地区の町営住宅の建て替え、また商業施設の誘致や国道24号城陽井手木津川バイパスと市街地とのアクセス道路となる町道整備などについても、着実に取り組んでまいりたいと考えております。

また、令和3年度は、本定例会で審議をお願いしております第5次井手町総合計画の初年度となります。計画期間である10年後には、今回町の将来像に掲げた「～居心地良く、住んでみたい、住み続けたい～安心・安全で豊かな自然と利便性が共存する新しいまち」を実感できる町になるよう努力してまいらなければならないと考えております。

今回の予算編成におきましては、こうした点を十分念頭に置くとともに、その他の各分野につきましても、行政の継続性を確保しつつ、住民生活に支障が生じないよう所要の経費を計上させていただいております。なお、歳入の柱であります町税では、固定資産税の評価替えの年でありまして、土地につきましても、引き続き下落傾向が続いておりますが、新たな企業の進出により一定の増収を見込んでおります。一方で、大型事業の実施により多額の財源不足が生じる見込みでありますので、このような事態に備え、これまで積み立ててきた各種基金を有効に活用しながら、行政水準や住民サービスが向上できるよう編成を行っております。

また、歳出におきましても、例年のとおり既定経費のさらなる合理化と財源の重点的・効率的な配分をはじめ、経常的な一般行政経費につきましても、極力その抑制を図り、その節減に努めてきたところであります。

その結果、令和3年度一般会計予算の総額は48億1,100万円で、前年度と比較いたしまして7億1,900万円、率にして17.6%増となっております。今回の予算は、JR奈良線の高速化・複線化第二期事業や京都府立特別支援学校へのアクセス道路となる町道整備、庁舎建設、山吹ふれあいセンターの移転、老朽化している多賀地区の町営住宅の建て替えなどにより、過去最高額であった平成30年度の47億8,000万円を約3,000万円上回る過去最大の予算規模となっております。

また、特別会計予算と合計しますと総額は75億6,210万5,000円で、前年度と比較いたしまして7億3,010万1,000円の増となっております。

現在、本町は、財政の健全化を判断する実質公債費比率はマイナス0.1%、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は83.4%と、昨年度に引き続き、府内26市町村の中で最もよい数値となっており、良好な財政状況にあります。しかしながら、JR奈良線高速化・複線化第二期事業や国道24号城陽井手木津川バイパスと市街地とのアクセス道路となる町道整備、さらには庁舎建設、山吹ふれあいセンターの移転などの大型事業の実施により多額の財源が必要となることから、今後の財政運営に当たっては、より一層気を引き締めてまいらなければならないと考えております。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第1号、井手町総合計画「基本構想」「基本計画」の策定についてほか、27件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第1号は、現行の総合計画の計画期間が令和2年度で終了することから、それに代わる新たな総合的かつ計画的なまちづくりの指針について、総合計画審議会に対しまして諮問を行ったところ、基本構想、基本計画の答申をいただきましたので、井手町総合計画条例に基づき提出するものであります。

議案第2号から議案第9号までの8件は、いずれも条例の制定並びに一部改正であります。

議案第2号は、子ども・子育て支援法の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第3号は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第4号は、介護保険料の改定に伴う条例の一部改正であります。

議案第5号から議案第8号までの4件は、いずれも介護保険法施行令及び厚生労働省令の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第9号は、新庁舎建設予定地周辺の地区計画を新たに定めたことに伴い、当該計画区域内における建築物を制限するための条例の一部改正であります。

議案第10号から議案第14号までの5件は、いずれも契約期間満了に伴う指定管理者の選任についてでありまして、ご同意願いたく提出するものであります。

議案第15号は、令和2年度一般会計の補正でありまして、補正総額は1

億 2, 217 万 6, 000 円の増で、補正後の一般会計予算は 56 億 1, 478 万 3, 000 円であります。

歳出予算につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず総務関係であります。新庁舎建設に係る用地取得の追加費用に 4, 000 万円計上いたしますとともに、ご寄附をいただきましたので、その趣旨に沿いまして、ふるさと応援基金積立金に 197 万円計上いたしております。

次に民生費関係であります。事業の精算等による返還金等に 179 万 9, 000 円計上いたしております。

次に商工関係であります。町内へ事業所等を設置する企業に対し、井手町企業立地促進条例に基づき助成金を交付する企業立地促進助成に 60 万円、京都府の緊急事態宣言に伴う営業時間の短縮要請に応じた飲食店等への協力金支給に係る負担金に 207 万円それぞれ計上いたしております。

次に土木関係であります。国の三次補正予算において交付決定があったことから、町道 13 号線他道路改良に 4, 800 万円、橋梁長寿命化事業に 1, 800 万円それぞれ計上いたしております。

次に教育関係であります。土木関係同様、国の三次補正予算における交付決定があったことから、多賀小学校南校舎の児童トイレ改修に 2, 750 万円、町内小学校の新型コロナウイルス感染拡大防止関係費用に 240 万円それぞれ計上いたしております。

以上が一般会計の補正の概要でありまして、その財源といたしましては、国庫支出金 5, 099 万 9, 000 円、財産収入 25 万 3, 000 円の減、寄附金 197 万円、繰入金 216 万円、町債 6, 730 万円計上いたしております。

議案第 16 号から議案第 19 号までの 4 件は、いずれも令和 2 年度特別会計の補正でありまして、財政見通しや各種事業の確定などにより、それぞれ所要額を計上いたしております。

議案第 20 号は、令和 3 年度一般会計予算であります。

歳出予算につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず議会関係であります。地方議会議員年金制度の廃止に伴う共済会負担金に 871 万円計上いたしております。

次に総務関係であります。安心・安全のまちづくりを図るため、交通安

全灯やカーブミラー等の交通安全施設整備に179万5,000円、地域の防犯力の向上を図るため、防犯カメラ整備に90万円、公共下水道事業や国民健康保険事業、介護保険事業などの他会計への繰り出しに4億9,116万4,000円、京都産業大学井手応援隊の活動拠点で、交流人口拡大や移住定住の促進につながる取組を実施する井手応援隊活動拠点運営事業に200万円、空き家バンクへの登録をさらに促進するために、空き家再生支援に250万円それぞれ計上いたしますとともに、JR奈良線高速化・複線化第二期事業の補助に2億723万7,000円、新庁舎建設関連費用に5億9,816万円それぞれ計上いたしております。

次に民生関係であります。地域福祉対策や障害者福祉対策では、社会福祉協議会をはじめ関係団体への助成に1,902万8,000円、障害者自立支援事業に2億2,087万9,000円、地域生活支援事業、身障児者補装具購入補助、障害者施設通所交通費助成に1,647万5,000円それぞれ計上いたしますとともに、障がい者の生活行動範囲の拡大と社会参加への促進を図るため、外出困難な障がい者に対してタクシー料金を助成する障害福祉事業に232万2,000円計上いたしております。

高齢者対策では、デイサービス事業や介護保険以外の事業を委託いたしております社会福祉法人弥勒会への委託費に1,080万9,000円、社会福祉協議会に管理していただいております玉泉苑、賀泉苑の管理委託に700万円、老人クラブ活動助成、敬老事業に1,051万1,000円、後期高齢者医療負担金に1億1,200万円それぞれ計上いたしますとともに、高齢運転者の交通事故を抑止するため、自動車急発進防止装置取付費補助に20万円計上いたしております。

医療対策では、老人医療に859万円、身障、独り親家庭の福祉医療に3,055万円それぞれ計上いたしますとともに、満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで完全無料化とする子育て世代等への医療費助成に2,397万円計上いたしております。

児童福祉対策では、児童手当等に9,300万4,000円、子育て支援センター運営費に825万7,000円、一時預かり事業に511万9,000円、保護者が疾病等の理由により児童を養育することが困難になった場合に、児童福祉施設において一時的に養育する子育て短期支援事業に7万8,000円、病児保育の利用料助成に3万円それぞれ計上いたしますとともに、

子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを支援するための子育て支援チャイルドシート等購入費補助に37万5,000円、井手町の次代を担う子どもの出産を祝い、子育て世帯を応援することを目的に、出生後最初に井手町の住民基本台帳に記録された児童の保護者に対し、児童1人につき10万円を支給する井手町出産応援給付金に400万円、保育園運営費に2億5,930万4,000円それぞれ計上いたしております。なお、本町では、子育て支援の一層の充実を図るため、給食費相当分680万円全てを町で負担しております。

次に衛生関係であります。65歳以上の方の肺炎球菌ワクチン接種費用の助成を含めた予防接種事業に2,432万6,000円、55歳以上の方を対象にした各種がん検診についても、多くの方に受診していただけるよう、全て無料とする健康増進事業に1,443万5,000円、乳幼児健診や育児相談などに346万4,000円、妊婦健康診査に456万2,000円、養育医療費に75万4,000円それぞれ計上いたしますとともに、新型コロナウイルスワクチン接種事業に3,000万円、町内の公的施設に非接触検温機や自動消毒器の整備を行う公的施設等感染防止機器整備事業に590万円それぞれ計上いたしております。

また、環境への負荷が少ない再生可能エネルギーの普及促進を図るため、薪ストーブ等の設置補助に45万円、エネルギーの安定確保と自立型エネルギーの普及を図るため、住宅用太陽光発電システム等の設置補助に140万円それぞれ計上いたしております。

さらに、ごみ収集運搬委託に5,100万円、家庭生ごみ自家処理容器等購入補助や再生資源集団回収事業補助に132万2,000円それぞれ計上いたしますとともに、井手地区共同墓地を参拝する方の坂の上り下りなどの負担軽減を図るため、共同墓地の道路整備に470万円計上いたしております。

次に農林関係であります。農地利用の最適化を図るため、良質米出荷奨励事業に50万円、豊かな緑と清流を守る協議会補助に30万円、森林経営管理制度を進めるための森林整備事業に185万円それぞれ計上いたしますとともに、農業の担い手に対する負担軽減を図るための地域営農継続支援事業に30万円、近年増大する鳥獣被害に対応するため対象者を拡充した有害鳥獣駆除に717万円それぞれ計上いたしております。

次に商工関係であります。商工業の振興を図るため、商工会への振興事業補助に850万円、融資を受けられた商工業者への保証料補給に250万円、中小企業者の負担を軽減し、経営の安定を図るための中小企業融資利子補給に100万円それぞれ計上いたしますとともに、コロナ禍における地域経済の活性化と消費者支援を図るため、本年度に引き続き、商工会がプレミアム率3割で実施されるプレミアム付商品券の発行補助に1,730万円、町内の商店街の活性化を図るために商工会が実施されている、いでちょう百縁商店街事業の補助に40万円、町内での企業の立地を促進し、地域経済の活性化と雇用創出を図るため、条例に基づき企業立地促進助成に490万円それぞれ計上いたしております。

次に観光関係であります。今年のさくらまつりは中止となりますが、令和4年春の再開に向けた準備経費として、さくらまつり実行委員会への補助に100万円、地域資源のブランド化等を図り、地域の稼ぐ力を創出することを目的とする「お茶の京都DMO」等への負担金に179万円それぞれ計上いたしております。

次に土木関係であります。傷んだ道路の舗装を改良し安全通行を確保するための道路舗装に1,395万円、令和4年4月開校予定の京都府立特別支援学校へのアクセス道路となる町道整備に1億円、国道24号城陽井手木津川バイパスへのアクセス道路となる町道整備に1,940万円それぞれ計上いたしております。

河川事業では、施設の老朽化等に対応するため、下排水路改修に1,320万円、近年の台風等豪雨による河川氾濫等を踏まえ、適切な河道断面を維持するための町内河川浚渫に570万円それぞれ計上いたしております。

住宅管理では、経年劣化した町営住宅の外壁を改修し、住環境の向上を図る町営住宅外壁改修に1,540万円、老朽化している多賀地区町営住宅の建替事業に1億5,650万円それぞれ計上いたしております。

次に消防関係であります。京田辺市に事務委託いたしております常備消防費委託料に1億7,347万円、さらなる防災・減災のため、防災広場整備に1,300万円それぞれ計上いたしております。

次に教育関係であります。小学校5年生と中学校2年生全員が受検する算数・数学検定の全額補助に加え、新たに、中学校2年生時に数学検定4級に合格した生徒が3年生時に3級を受検する費用を全額補助する数検チャレ

ンジ推進事業に31万6,000円、中学校生徒のさらなる英語力向上に向け、英検チャレンジ推進事業に50万8,000円、オーストラリアの姉妹校へ生徒を派遣するための費用に408万円それぞれ計上いたしますとともに、保護者負担軽減施策として全額補助を実施する学校給食費支援事業に1,870万円計上いたしております。

社会教育では、子育て支援事業としての放課後児童クラブに1,985万4,000円、住民の学習発表や交流の場としての文化祭に383万7,000円、美しいまちづくり推進協議会をはじめ各種団体助成に233万6,000円それぞれ計上いたしますとともに、国道24号城陽井手木津川バイパスの整備に伴い移転する山吹ふれあいセンターの実施設計業務委託に7,000万円計上いたしております。

また、多くの住民にご利用いただいております図書館運営費に5,612万円計上いたしております。

保健体育では、住民の体位の向上と健康増進のための地域スポーツ活動に38万9,000円、スポーツ協会をはじめ各種団体助成等に410万円それぞれ計上いたしております。

以上が一般会計歳出予算の概要でありまして、その財源といたしましては、国・府支出金や町債等の特定財源19億3,399万6,000円、町税や地方交付税等の一般財源28億7,700万4,000円計上いたしております。

議案第21号から議案第27号までの7件は、いずれも令和3年度の特別会計でありまして、説明は省略させていただきますが、今回の特別会計予算全体の総額は27億5,110万5,000円で、前年度と比較いたしまして1,110万1,000円、率にして0.4%の増となります。

報告第1号は、地方自治法第179条に基づく専決処分でありまして、地方自治法の規定に基づき、議会に報告し承認を得ようとするものであります。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶並びに提案説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（西島寛道） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の議会活動について報告いたします。会議規則第129条の規定に

より行われました議員派遣につきましては、お手元に配付したとおりでございます。

監査委員から1月分、2月分の例月出納検査結果報告、また上下水道課から上下水道水質検査結果書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご覧おき願います。

これで諸般の報告を終わります。

次に、日程第4、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は7名であります。発言の順番は受付順にいたします。

この際、申し上げます。質問についての発言時間はそれぞれ20分以内とします。

順次質問を許します。

岡田久雄議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 岡田久雄議員。

5番(岡田久雄) 5番、岡田久雄です。事前に通告しておりました次の2点につきまして、一般質問を行います。

まず最初に、新型コロナウイルスワクチン接種について質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症終息の決め手となるワクチン接種について、厚労省の資料によると、接種は大きく3グループに分けて、医療従事者等、高齢者、基礎疾患を有する人、それ以外の人順で行われます。費用は無料で、接種回数は2回の見込みで、ファイザー社製の場合、1回目の接種後、約3週間で接種します。接種の時期については、京都府下では2月19日より医療従事者向けに先行接種を開始しており、4月以降に接種を希望される65歳以上の高齢者、基礎疾患のある人、高齢者施設等の従事者に実施されるとお聞きしています。

そこで、次のことについて質問をいたします。

1、本町では、1月26日にワクチン接種に向けての第1回会議を開催されたとのことですが、どのような体制で接種を実施していくのか。また、ワクチン接種に関しての相談窓口はどこにされるのでしょうか。

2、住民にどのように周知され、また、どのような方法で接種されるのか。接種券、クーポン券のようなものを発行されるのか。接種へのスケジュール

についてお伺いします。

3、接種場所はどこにされるのか。町内医療機関との連携はどのように考えておられるのか。いつでも接種が受けられるのか。それとも予約が必要なのでしょうか。

4、希望者全員の接種はいつまでを予定されているのか。

5、本町の65歳以上の高齢者は何人おられるのでしょうか。

6、ワクチン接種者の記録、接種者名簿、副反応等はどのように管理されるのでしょうか。

7、デイサービス利用者や入所者、また介護職員等の介護施設内での接種は可能なのでしょうか。

次に、高齢者のフレイル対策について質問します。

フレイルとは、歳を取っていく過程で、足腰が思ったように動かない、転びやすくなった、友達と会わなくなった、軟らかいものばかり食べているなど、日常的なささいな兆候から始まる虚弱の状態を言います。

2020年度から、後期高齢者医療制度の健康診査でフレイル状態のチェックが始まりました。2019年度までの健診では、メタボリックシンドローム対策に着目した標準的な質問票が使われてきましたが、今後はフレイルなど、後期高齢者の特性を踏まえた健康状態を総合的に把握するための後期高齢者の質問票に変わりました。

厚生労働省の平成28年国民生活基礎調査の概況では、要支援者または要介護者と認定された方の介護が必要になった主な原因のうち、高齢による衰弱、フレイルが全体の13.3%を占めると報告されています。これは認知症、脳卒中に次いで高い割合です。

そこで、次のことについて質問をします。

1、本町では、高齢者のフレイル対策としてどのような取組をされているのか。高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等、具体的にお聞きいたします。

2、フレイル予防等について、住民への啓発はどのようにされているのでしょうか。

3、フレイル検査には、どのようなチェック内容があるのでしょうか。

4、コロナ禍においては、高齢者との接触を極力避けるために様々な事業の実施を控えていますが、介護施設等利用されていない高齢者へのアプロー

チ、ケアはどのようにされているのでしょうか。

5、緊急事態宣言解除後には、感染予防策を講じながら、活動事業等を徐々に開始もしくは再開されていくと思いますが、3密を避けるための工夫など、どのような対策を講じられるのでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 小山保健センター所長。

保健センター所長（小山 烈） 岡田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。一つ目の実施の体制につきましては、管理職で構成する新型コロナウイルスワクチン接種対応チームを設置し、国や府が示すスケジュールや実施内容を踏まえて、各課が業務分担を行い、全庁的に準備作業を進めていく体制を構築していたところであります。また、相談窓口については、保健センターにコールセンターを設置し、例えば、接種券の紛失や接種日の変更等、接種に係る各種の手続に関する住民の方からの問合せに対応してまいりたいと考えております。

なお、多くの問合せにも対応できるよう、複数の電話回線を開設することとしております。また、医学的知見が必要な専門的な相談につきましては、府が開設している相談センターにおつなぎする予定であります。

二つ目の住民の方に対する周知方法につきましては、接種に係る全体概要については、広報いでやホームページで周知するとともに、接種対象者の方へは接種券を発行し、順次送付することといたしており、その際に、個別に接種手続についての案内文を同封してお知らせしたいと考えております。

スケジュールといたしましては、65歳以上の高齢者の方の接種から開始することとなりますが、ワクチンの供給量等から開始時期や実施期間に変動が生じることもあるため、国や府からの情報提供を注視し、そこで示されるスケジュールを踏まえて、弾力的に対応できるよう準備してまいりたいと考えております。

なお、接種券は、優先接種となる高齢者の方から発送する予定で準備を進めているところであります。

三つ目の接種場所につきましては、井手及び多賀小学校を集団接種の会場

とする予定でございます。町内医療機関との連携につきましては、集団接種における対応について協力いただくとともに、個別接種についても、対応について検討いただいているところであります。集団接種を受ける手続等につきましては、予約方式を考えており、65歳以上の高齢者の方は、現時点では、インフルエンザの予防接種と同様に、はがきによる申込みとし、接種日時を封書等で連絡させていただく予定としております。64歳以下の方につきましては電話や、パソコン、スマートフォンを利用したウェブ予約等も考えております。

四つ目の接種時期はいつまで予定しているかにつきましては、ワクチンの供給量により大きく変動するため、今後、国や府の示すスケジュールに基づいて対応してまいりたいと考えております。

なお、国は、接種を行う期間を令和3年2月17日から令和4年2月末までと設定しております。

五つ目の本町の65歳以上の高齢者の数につきましては、国が優先接種の対象としている令和3年度中に65歳に達する昭和32年4月1日以前に生まれた方は、約2,700人となっております。

六つ目のワクチンの接種者の記録につきましては、予防接種台帳システムや国の接種記録システム等で管理していくことといたしております。

七つ目のデイサービスの利用者や入所者、また介護職員等の接種につきましては、町内の施設利用者の方で、65歳以上の高齢者の方につきましては、ご本人が希望されましたら町内の施設で接種できるよう調整を進めており、介護職員につきましては、国が示す接種優先順位及び接種場所の取扱いに従って対応したいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝） 2点目の高齢者のフレイル対策についてであります。一つ目と二つ目のフレイル対策の取組と住民への啓発につきましては、フレイルの予防は日々の習慣と密接に結びついており、栄養、身体活動、社会参加の3点が予防のポイントとされております。

現在、本町では、介護予防や認知症予防からのアプローチとして、家庭内で安全に体を動かすことができるよう、分かりやすく説明したチラシを作成し、令和2年4月と10月の広報いごと併せての全戸配付や、また毎月、広

報いにおいて自宅でできる体操を紹介するなど、身体活動を中心とした予防・啓発活動を実施しているところでもあります。

今後の取組の方向としては、コロナ禍でございますので、感染状況を見て進めることとなりますが、ミニサロン等の通いの場への積極的な参加の呼びかけを行い、その場において、保健師等による健康相談、健康指導を通じた栄養指導を行うなど、社会参加と栄養に関する側面からの予防対策を進めるとともに、フレイル予防の体操なども引き続き実施してまいりたいと考えております。

三つ目のフレイル検査にはどのようなチェック内容があるのかにつきましては、健康状態、心の健康状態、食習慣、口腔機能、体重変化、運動、転倒、認知機能、喫煙、社会参加、ソーシャルサポートの10類型について、15項目の質問を用いた問診となっており、フレイルなど、高齢者の特性を踏まえた健康状態を総合的に把握するという目的で設定されております。

四つ目の介護施設等を利用されていない高齢者へのアプローチ、ケアにつきましては、地域包括支援センターでは、地域の民生委員から気になる高齢者についての情報提供があった場合や窓口に来られたご家族等の相談を通して、必要であれば訪問などを実施して身体状況の確認を行っているところでもあります。さらに、社会福祉法人弥勒会への委託事業では、高齢者生きがい活動支援通所事業、いわゆるミニデイにおいて、緊急事態宣言期間中、事業を休止している期間に利用者の身体状況を把握するため、電話での聞き取りを行い、実態把握に努めているところでもあります。また、いずれの取組も、支援が必要な方がいれば、介護サービスにつなげるなどのケアを行っているところでもあります。

五つ目の活動事業等の再開時の感染予防対策につきましては、今年度行っている介護予防事業では、密な状態を避けるため、1回当たりの参加人数を減らし、室内の換気を行いながら体操教室等を実施してきたところでもあります。講師については、マスクと併せてフェイスガードの着用を行い実施しているところでもあります。また、参加者には、参加前に体温の検温、手指消毒やマスクの着用を徹底し、教室で使用するトレーニング機器等を小まめに消毒しているところでもあります。

今後も、事業実施に当たっては、従来から実施してきた感染予防対策を徹底しつつ、引き続き、参加者の体調管理も小まめに把握し実施する予定とし

ております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 岡田議員。

5番（岡田久雄） 3点ほど再質問と、そして要望させていただきたいと思
います。

まずワクチン接種の方ですけれども、体制は分かったんですけども、その
責任者というか、長は誰がされているのか。

それと1点目には、一人暮らしの高齢者また障がいがある方で、移動等を
含めてどのように対応されるのか、お聞きしたいと思います。また、重複す
るかもわかりませんが、かかりつけ医院でも接種をしていただくことがで
きるのですか。

それと2点目には、今回の接種は16歳以上というふうになっているので
すけども、16歳以下の子どもの接種は今後どのようにしていくのか。

それとまた、井手町でもそうですけど、一度感染されて回復された方、そ
の方の接種はどのようになるのか。

それと、ワクチンの供給状況の見通しということで、府から何か情報はあ
るのか、その点をお聞きします。

それと、要望といたしましては、今、新型コロナウイルスも緊急事態宣言
により感染が減少してきていますが、一方で、感染力の強い変異株の拡大が
懸念され、第4波が起こるかもしれないというふうにも言われているんです。

そこで、新たな井手町独自のコロナ支援対策として、指先につけるだけで
血液中の酸素濃度を測定できるパルスオキシメーターの配付、備蓄を要望さ
せていただきたいと思います。この装置については、コロナの症状が悪化す
る兆しとして、血中の酸素濃度に表れるために、これを使用し測定すること
で、迅速な処置につなげることができるものです。小さな装置ですけれども、
命を守る大きな役割を担っているものでございます。この装置をぜひ本町の
介護施設や保健センターに配付し、またコロナで自宅療養される方への対応
として、貸出し用に備蓄されるよう要望させていただきたいと思います。

また併せまして、12月定例会で取り上げました図書除菌機の導入の件で
すが、図書館をご利用される方が安心して図書を借りていただけるように、
いま一度ご検討されますよう要望させていただき、私の質問を終わりたいと

思います。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 西垣参与。

参与（西垣義郎） 岡田議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず最初のチームの責任者でございますけれども、私、西垣参与が対応させていただいているところでございます。

2点目の一人暮らしの方、また障がいのある方等につきましてのワクチン接種の対応についてでございますけれども、ワクチン接種を希望される方につきましては、その接種が安心・安全に対応できるようにということで、そのような方々につきましては、例えば、医師が巡回訪問等によって対応する制度がございますのと、また、個別にご家庭の状況などもお聞きする中で、例えば町の職員等が介助することによって集団接種ができるのか、また今申しましたような個別訪問でなければできないのか等を十分確認して、お一人お一人状況を把握する中で、丁寧に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

また3点目、かかりつけ医への接種でございますけれども、この接種の基本的な考え方は、住民票を有します市町村において、その地域において接種するというふうなことを基本といたしておりますけれども、綴喜地区の管内におきまして、八幡市、京田辺市、宇治田原町、そして本町、この2市2町におきましては、相互に個別接種の対応ができるような仕組みをとということで地区医師会等で検討されて、行政機関の方もそれに合わせて対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、制度的には、基礎疾患を有する方につきましては、例外的にかかりつけ医で対応できることとされておりますので、そのような対応につきましては、府の方の制度的な運用等を十分確認して、住民の方にもお知らせしていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、16歳未満の方の接種でございますけれども、国から2月16日付で接種事業について通知を發出しておりますけれども、それは、今回承認されておりますワクチンについて、対象者として16歳以上の方というのが現在示されているところでございます。今後のワクチン接種に当たりましては、順次ワクチンの承認がされる中で、新たな対象者なり接種回数なりも示され

ていくのではないかというふうに推測をいたしております。現時点では、現在承認されているワクチンについては、16歳以上を対象としているということでございます。

また、供給の状況でございますけれども、現在、府の方から聞いておりますのは、4月の月上旬、4月5日の週、4月12日の週、4月19日の週等に京都府の方には22箱のワクチンが供給されるというふうな状況でございます。これは、全体の回数からいたしましたら、1箱が約1,000回分でございますして2万2,000回分、1人当たり2回の接種となりますので、約1万1,000人分について供給がされるというふうな予定でございますして、高齢者の方をどのような優先順位で対応していくのかということにつきまして、府の方で検討がされているところでございます。またそれ以降、4月26日の週に各市町村に1箱、これは1,000回分、実質的に2回分でございますので約500人分の供給がされる予定ということで、5月以降の予定は、先週金曜日時点で確認している状況では、まだ未定となっているところでございます。

その他、私の方で答弁させていただきました以外は、担当の保健センター所長の方からご答弁させていただきます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 小山保健センター所長。

保健センター所長(小山 烈) ただいまの岡田議員のご質問にお答えします。

新型コロナウイルスに感染されて回復された方につきましては、抗体ができてくる期間につきまして、まだ不透明な部分もございますので、同様に接種していただくという形になっております。

以上でございます。

議長(西島寛道) 次に、中坊 陽議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中坊 陽議員。

8番(中坊 陽) 8番、中坊 陽です。事前通告しております2点について一般質問を行います。

1番目として、令和3年度当初予算についてお伺いいたします。

国内情勢では、コロナ禍の中、経済活動が停滞ぎみであります。本町で

は、JR山城多賀駅から玉水駅間の複線化工事が完成し、令和4年4月開校予定の井手やまぶき支援学校建設工事や周辺整備、国道24号城陽井手木津川バイパス工事に向けた測量、新役場庁舎建設に伴う発掘調査など、長年望んでいた事業が盛んに行われています。

令和3年度は、今後の本町にとって大変重要な年になります。コロナ禍対策も大変重要ですが、令和3年度当初予算全般の基本方針と重点政策についてお聞きします。

2番目として、道の駅「(仮称)いで」についてお伺いします。

町内の食料品小売店が減少している中、今回新国道に併設される道の駅「(仮称)いで」の開業でどのような施設ができるのか、住民の期待や関心も膨らみますが、どのような施設を目指しておられるのか。本町の自然を守り、新国道の中間地点の立地条件を生かした施設を望みますが、どのような特徴ある施設を考えておられるのかお聞きします。

また、運営に当たる人材の確保も必要になってきます。そこで、開業に向けた現在の準備状況についてお聞きします。

以上です。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 汐見町長。

町長（汐見明男） 私の方からは、1点目の令和3年度当初予算についてお答えをいたします。

先ほど冒頭の挨拶でも申し上げましたが、町の主人公は住民であるとの基本姿勢を堅持しつつ、自主財源に乏しく地方交付税や国・府支出金などの依存財源に頼る本町の財政構造を踏まえ、引き続き、既定経費のさらなる合理化と財源の重点的、効率的な配分や一般行政経費の抑制、節減に努めながら、本町の最も大きな課題である人口減少対策としてのJR奈良線の複線化、企業誘致、国道24号城陽井手木津川バイパス整備を着実に前進させるとともに、生活基盤の整備や福祉・教育の充実など、これまでの継続的な取組についても、さらに積極的に推進してまいりたいと考えております。

また、令和3年度は、今年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応が非常に重要となることから、4月以降開始予定の高齢者へのワクチン接種が速やかに行えるよう、全庁を挙げて取り組むとともに、町内の

全公的施設への非接触検温器の配置、保育施設への空調設備等の整備、図書館環境整備、さらに、コロナ禍における地域経済の活性化と消費者支援を図るため、本年度に引き続き、商工会がプレミアム率3割で実施されるプレミアム付商品券への発行補助などにも取り組んでまいりたいと考えております。

これらの取組と併せまして、来年度の当初予算は、庁舎建設、山吹ふれあいセンターの移転、老朽化している多賀地区の町営住宅の建て替え、京都府立特別支援学校へのアクセス道路となる町道整備などの大型事業の実施によりまして、48億1,100万円と、これまで過去最高であった平成30年度当初予算額を上回る過去最大の予算規模となっておりますが、国や京都府の制度を活用するとともに、このような事態に備え、これまで積み立ててきた各種基金を有効に活用しながら、行政水準や住民サービスが向上できるよう予算編成を行ってきたところであります。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 藤岡地域創生推進室長。

理事(藤岡 栄) 2点目の道の駅「(仮称)いで」についてであります。令和元年9月に策定した新庁舎等建設基本構想・基本計画において、椿坂周辺の里山の景観や玉川、大正池など、都市部にはない井手町の豊かな自然、さらには、町内外から入手できる新鮮な農産物や特産品など、本町の様々な魅力を発信する交流拠点として位置づけるとともに、本年度に作成した基本設計の中で、道の駅における物販、飲食機能などを、新庁舎と併設する新たなふれあいセンター1階の北側に集約することとしております。

道の駅で提供する商品やその管理運営の方法につきましては、現在、学識経験者、町商工会、JA井手町支店、個人事業主、まちづくり団体等で構成する井手町道の駅開設準備検討会において、先進事例、類似事例の視察や営業収支の予測等を行いながら検討を重ねているところであり、令和3年度には、販売予定の特産品や運営主体の内容、さらには、まちづくりセンター椿坂とその周辺農地の活用方法などを取りまとめることとしており、今後とも開業に向けた準備を着実に進めてまいりたいと考えております。

議長(西島寛道) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中坊 陽議員。

8番(中坊 陽) 2番目の道の駅について再質問しますが、運営に当た

る人材の確保については、先般募集されたように思っているんですけども、そのような決定をされているのか。そしてまた、その方は今後、採用が決まれば、どのような役割をされるのか。その辺について、再度質問します。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 藤岡地域創生推進室長。

理事(藤岡 栄) 年末から年始にかけて、地域おこし協力隊を2名募集したところであります。そして、応募をかけました協力隊の任務としましては、道の駅の開設準備業務が一つ、これで1人。それと農産物、そういった特産品開発、こういったことに1人。合計2人を募集したところでして、現在その選任に向けて手続を進めているところでございます。

以上でございます。

議長(西島寛道) この際、暫時休憩します。11時20分まで。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時19分

議長(西島寛道) 休憩前に引き続き、再開します。

脇本尚憲議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本尚憲議員。

2番(脇本尚憲) 2番、脇本尚憲です。事前の通告に伴い、2点質問させていただきます。

1番、GIGAスクール構想と家庭学習の可能性。

文部科学省が推奨するGIGAスクール構想に基づき、本町でも児童・生徒に対して、1人1台のタブレット端末機の整備が進められているところでありますが、文部科学省のホームページには、新たな教育革新は多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びや創造性を育む学びにも寄与するものであり、特別な支援が必要な子どもたちの可能性も大きく広げるものであると、文部科学大臣もメッセージを掲載しています。今回の文部科学大臣メッセージは新型コロナ感染拡大前のものであり、ウィズコロナ、アフターコロナの児童・生徒の学習環境において、今回のGIGAスクール構想もさらに進んだ取組が今後求められると考えます。

具体的には、欠席、不登校児童・生徒への対応として、リアルタイムでの授業の配信や、新型コロナウイルス、インフルエンザウイルスなどの感染拡

大における臨時休業時のオンライン授業やリモートでの児童・生徒への対応等、今回のタブレット端末機の整備には、これからの学習環境において、まだまだ活用できる可能性があると考えます。

そこで質問します。

1、児童・生徒への1人1台のタブレット端末機の活用によって、学校内においてどのような学習環境が充実しますか。

2、今後、GIGAスクール構想における学校外、家庭でのタブレット端末機の活用方法について、課題と本町の考えは。

2番、山城多賀駅前開発の進捗状況。

以前の一般質問で回答いただいた山城多賀駅前の開発について、再度質問します。株式会社プラントの進出計画が中止となった際の一般質問での回答で、本町の定住施策を進めるためには、商業施設を誘致する方針は変わっていないとの回答をいただきました。その後、速やかに府に対して支援、要請を行い、少しでも早く実現できるよう取り組んでいただいた結果、昨年の上旬には、公募に向けて地元地権者説明会を開催されるなど、早期実現に向けて本町として積極的に取り組まれている印象を受けます。私自身も地元住民の方の声を聞きますと、町内に規模は小さくとも日用品の買物ができる場所があればと、複数の方から聞き受けました。地元住民の方も、駅前の開発について、引き続き期待する声があります。

そこで質問します。

1、山城多賀駅前開発について、進捗状況は。

2、山城多賀駅前に対して、本町の考えは。

お願いします。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 島田副町長。

副町長（島田智雄） 脇本議員のご質問にお答えいたします。

2点目の山城多賀駅前開発の進捗状況についてであります。一つ目の進捗状況につきましては、一昨年6月の出店計画中止以降、京都府において、商業施設誘致に向けた企業との窓口となっていただき、本町としても積極的に取り組んできたところであり、そのような中で、十数社の企業からの具体的な問合せがあったことから、昨年9月に、問合せ企業宛てのアンケート

ト調査を実施するとともに、希望する企業に対しヒアリング調査を行い、商業施設出店に対する条件や意向等を確認してきたところであります。そのヒアリングの中で、出店に対し前向きに検討を進めている企業が複数社あったことから、昨年12月に、地元地権者の皆様に対しまして、今後の進め方として、出店企業を広く募集し、第三者による選考委員会において、対象となる地権者と優先的に協議できる企業を選定する方法について、説明を行い、同意をいただいたところであります。

その後、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた緊急事態宣言が出され、応募予定企業において、計画案等の資料作成や企業内の意思決定に時間を要することが想定されることから、現在、公募を開始する時期等について、検討を行っているところであります。今後、できる限り早期に公募公告を行い、順次手続を進めてまいりたいと考えております。

二つ目の山城多賀駅前開発に対する本町の考えにつきましては、今回の公募要件では、日常生活に必要な食品等を販売する商業施設を早期に誘致するため、1ヘクタール以上のまとまった開発区画であれば応募を認めることとしておりますが、山城多賀駅前地域の約5.8ヘクタールの区域につきましては、本町の将来のまちづくりの観点から、立地条件を生かした生活拠点として、商業的土地利用を図ることが重要であると、この方針は変わっておりません。

したがいまして、今回の公募において、対象とならなかった区域が生じた場合につきましても、本町といたしましては、今後、まちづくりにふさわしい商業施設の誘致に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 高江学校教育課長。

学校教育課長（高江裕之） 1点目のGIGAスクール構想と家庭学習の可能性についてであります。一つ目の児童・生徒への1人1台のタブレット端末機の活用によって、学校内においてどのような学習環境が充実するののかにつきましては、本町では、平成30年8月に各学校にタブレット端末を整備し、主にグループ学習の場面で、各教科で検索サイトを使った調べ学習、実験や運動を写真や動画で撮影しての分析、考察、さらに、それらを用いたまとめの発表などで活用してまいりました。

今回の1人1台のタブレット端末整備によりまして、これまで各学校で行

ってきたことを基本として、発達段階や各教科の特性を踏まえながら、学習過程に応じてタブレット端末を活用することができます。具体的には、これまでからの検索サイトを使った調べ学習や、写真や動画の撮影が1人1台の端末で行えるようになるとともに、教科書についているQRコードを読み込んでの学習や、教師側から児童・生徒への端末に課題などの配付、さらに、児童・生徒は、文書やレポートを作成して電子データで提出などが行えるようになります。

二つ目の今後のGIGAスクール構想における学校外、家庭でのタブレット端末機の活用についての本町の考えにつきましては、これまでに、個々に配慮が必要な児童・生徒に対しまして、リモート対応や課題の配付、回収、さらにはオンラインでの授業配信などを行っておりますが、まず当面は、学校内でタブレット端末を活用していくことが大切と考えております。

次に、課題としましては、タブレット端末の活用と家庭の通信環境整備と考えております。タブレット端末の活用に当たりましては、教職員のICT活用指導力の向上が大切であり、学校情報化検討委員会で、端末の効果的な活用についての研究を進めるとともに、京都府教育委員会が主催する教職員のICT活用指導力向上のための研修に本町の教員が参加し、そこで学んだことを町内小・中学校の教員に伝達研修を行っております。

家庭の通信環境整備につきましては、通信環境が整っていない家庭に貸出しするモバイルルーターの整備を本年度行っているところであります。GIGAスクール構想では、学校無線LAN環境の構築と1人1台端末を整備するとともに、これまでの教育実践と最先端のICTにより、児童・生徒の力を一層向上させることが重要と考えております。

今後も、引き続きまして、教育ICT環境を生かし、井手町の全ての子どもたちの資質、能力の育成に取り組んでいきたいと考えております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本尚憲議員。

2番（脇本尚憲） 要望として1点お伝えしたいと思います。

インターネットの環境は今後、電気、水道のように、重要なインフラの一つになってくると考えます。今回は子どもたちの学びの環境として質問させていただきましたが、タブレット端末は情報伝達ツールとして、町民の方へ

の回覧版の役割であったり、災害時の避難情報などをタイムリーに伝える方法として、とても有効だと考えます。本町としても、今後積極的にICTを活用していただく可能性があるかどうか、また検討していただきますように要望として、質問を終了させていただきます。

議長（西島寛道） 次に、谷田利一議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田利一議員。

3番（谷田利一） 私の方から、通告書に基づきまして、1点質問させていただきます。

小・中学校の現状について、お伺いいたします。

学校では、基礎・基本を定着させ、学力の向上と希望進路の実現を図るため、日頃から様々な取組を進めていただいているところであります。令和2年度より小学校で、令和3年度より中学校で、新しい学習指導要領がスタートし、より一層学力向上の対策が求められています。

そこで、次のことをお伺いいたします。

①小・中学校の現在の状況をお伺いいたします。

②新しい指導要領の下に、今後の対応についてお伺いいたします。

③中学生の進路状況は、年々一人一人が多くの進路先を選べる状況になってきたとお聞きしていますが、今年度の進路状況について、個人情報に関わることですので、答えられる範囲でお伺いいたします。

④小・中学校の数検チャレンジ推進事業の状況について、お伺いいたします。

⑤中学校英検チャレンジ推進事業の状況について、お伺いいたします。

以上、お願いします。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中田教育長。

教育長（中田邦和） 谷田利一議員のご質問にお答えします。

小・中学校の現状についてであります。一つ目の小・中学校の現在の状況につきましては、学力向上対策の中心となりますジョイントアップ推進事業におきまして、小・中学校が連携して、授業における教員の指導力向上に向けて研究、実践を積極的に行っているところであります。また、小学校、

中学校とも、児童・生徒は落ち着いた状況で学習に前向きに取り組んでいる状況にあります。

二つ目の新しい指導要領を基にした今後の対応につきましては、新しい学習指導要領に求められている主体的、対話的で深い学びの実現に向けて、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え判断して行動できる力を育成するため、従来の講義型の授業ではなく、一人一人が自分の意見を言ったり人の意見をしっかり聞くといった授業改善に取り組んでおります。

また、新たに小学校で導入されたプログラミング教育につきましては、各教科等で実施していく井手町のモデルカリキュラムを基に実践しておりまして、今後は1人1台端末を活用し、一層の情報活用能力の育成に努めてまいります。

三つ目の今年度の中学生の進路状況につきましては、私立高校と公立高校前期選抜の結果から、生徒一人一人が学習や部活動などで希望をかなえた進路決定が見られています。これは、落ち着いた状況と充実した教育環境の中で、生徒一人一人が興味関心のあることに一生懸命打ち込んでいる結果だと考えております。

また、本日、公立高校の中期選抜が実施され、結果発表は3月17日になりますが、本年度もおおむね全員が希望進路を実現できるものではないかと期待をしております。

四つ目の小・中学校の数検チャレンジ推進事業の状況につきましては、小学校では平成28年度より数検8級を、中学校では令和元年度より数検4級について、最大2回、受検料を全額補助しているところでありまして、今年度は、小学校では両校合わせて5年生の約9割の児童が数検8級に合格、中学校では、3年生の約7割の生徒が数検4級を合格している状況であります。

さらに、泉ヶ丘中学校の教員から、2年生時に4級に合格した生徒に対して、3年生時にさらに3級に挑戦させたいという提案があり、その熱意に積極的に応え、受検料の全額補助をするため、所要の経費を当初予算案に計上させていただいているところであります。

五つ目の中学校英検チャレンジ推進事業の状況につきましては、平成26年度から英検4級の受検料を全額補助するとともに、平成29年度より年1回、3級以上についても受検料を全額補助しているところでありまして、3年生の合格状況としましては、英検4級以上が約9割、英検3級以上が約7

割、準2級以上が約4割であります。数検そして英検チャレンジ推進事業の取組によりまして、算数、数学と英語はもとより、他の教科におきましても、児童・生徒の学習意欲が高まっていると報告を受けております。

今後とも、小・中学校が連携した取組や各種の事業を推進しながら、全ての児童・生徒の学力の向上と希望進路の実現に向けて、力を尽くしてまいりたいと考えております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田利一議員。

3番（谷田利一） 要望でもないんですけども、一PTAの保護者からのお話が出ていますので、ご報告して、終わりたいと思います。

ある保護者から聞いたのですが、子どもが「お父さん、僕、英語の検定を受けるんよ」と家に帰ってきて言ったので、「おまえ、1年生のくせして何言ってるねん。そんなもの、英検のまして3級なんて通るはずあらへんやんか。やめとけ、やめとけ」と言ったら、子どもが「お父さん、お金要らんらしいわ。町が出してくれはるらしいわ」ということを言ったと。それに対し、父親が「え、町が出してくれはる。それは、えらいこっちゃな。それやったら、税金を使ったはるねんな。町の税金を使ってまで、おまえらは受けさせてもらえるのか。それは絶対通らなあかんぞ」ということを会話しておられて、その晩に、家族全員で税金とは何だということを話し合ったということで、補助を頂いていることが、家庭で税金まで話ができるということは大変ありがたいと。そして、子どもが見事一次に合格し、もうあかんなんて思っておったけど、二次にも合格させていただいた。1年生で3級まで取った。これはとても保護者としてもありがたい。このままオーストラリアへそのまま行ってくれたら一番いいな、楽しみにしていますということで、議会の皆様方、行政の皆様方によろしくお伝えいただきたいということを聞いていますので、報告して終わります。

議長（西島寛道） 次に、奥田俊夫議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 奥田俊夫議員。

1番（奥田俊夫） 1番、奥田俊夫です。私の方から事前通告に従いまして、1点だけお伺いしたいと思います。

災害時における避難所の施設整備について。

先般、2月13日に、約10年前に起きた東日本大震災の余震と見られる揺れが東北地方を中心に確認されました。また、その2日後には、和歌山県北部を震源とする地震も発生しました。今後も類似の余震は続くと思われる、避難所における設備面において、再度強化する必要があると思います。

昨年から続くコロナ禍においては、必ずしも避難所への避難が最善であるとは言えません。場合によっては、在宅避難や知人宅避難の方が有効なこともあり得ます。しかし、大規模災害となった場合には、必然的に避難所への移動が求められることになるでしょう。

災害時、避難所への移動を選択せず、自宅待機を選択される方の理由の一つとして、施設の整備不良が挙げられます。例えば、手洗い場の衛生状況です。トイレは避難生活を送る上で、なくてはならない存在です。衛生面の安全性が確保されていないければ、避難者の中には利用したくないと感じる方もおられるでしょう。また、身体的な障がい等の理由で、いわゆる多機能トイレの利用が必要な方もいらっしゃいます。そのような理由で、避難所への移動を避け、自己判断で自宅での待機を選択されるのは、極めて危険であると考えます。そのためにも、ぜひ全避難所における多機能トイレの設置やスロープ等のバリアフリー化への早急な整備を強く要望いたします。

また、避難場所の参考資料として、各世帯に配付されているハザードマップでは、避難施設の設備に関する詳細が確認できません。また、本町ホームページ上でも同様の項目を確認することはできません。各自に合った避難所を探す道しるべとして、施設の詳細情報を公開されることを併せて希望します。

そこで質問です。

①現在、本町内においては、災害時等に開設される通常の避難所が8施設、災害の内容、被害の状況に応じて開設される補助的な避難所が6施設あると認識しております。これら施設内に設置されている洋式トイレの数は幾つありますか。

②また今後、当該施設内の全てのトイレを洋式トイレに変更する予定はありますか。

③避難所の施設内に多機能トイレが設置されている場所はありますか。設置されている場合、施設名をお答えください。

④避難時に介助支援を要する一人暮らしの高齢者の世帯数は幾つありますか。また、同様の高齢者夫婦のみの世帯数は幾つありますか。

⑤現在、本町においては、障がいを持つ方や妊婦さん等が利用される福祉避難所の設置はないと認識しておりますが、今後設置される予定はありますか。

⑥さきに述べたとおり、今後避難所施設の詳細を記されたハザードマップの作成やホームページ上での公開等の予定はありますか。

以上、よろしく申し上げます。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 奥田議員のご質問にお答えいたします。

災害時における避難所の施設整備についてであります。一つ目の避難所の施設内に設置されている洋式トイレの数につきましては、まず、本町においては、災害時等に開設する避難所を8施設指定してございまして、それぞれの洋式トイレの数を申し上げますと、井手小学校27基、多賀小学校11基、有王分校0基、自然休養村管理センター10基、山吹ふれあいセンター6基、玉川保育園4基、玉泉苑6基、山城勤労者福祉会館4基であります。また、災害の内容、被害の状況等に応じて開設する避難所として、泉ヶ丘中学校16基、いづみ人権交流センター15基、いづみ保育園1基、多賀保育園1基、賀泉苑6基、自然休養村サブセンターが3基であります。

二つ目の施設内の全てのトイレを洋式トイレに変更する予定につきましては、これまでから、トイレの洋式化については、必要性等を見極めながら、その都度対応してきており、現在の状況になってございまして、今後も、これまでと同様に対応してまいりたいと考えております。

三つ目の避難所の施設内における多機能トイレが設置されている場所につきましては、障がい者用トイレとして井手小学校、自然休養村管理センター、山吹ふれあいセンター、玉泉苑、山城勤労者福祉会館、泉ヶ丘中学校、いづみ人権交流センター、賀泉苑、自然休養村サブセンターに設置してございまして、また多賀小学校においても、今回の補正予算にトイレの改修費用を計上してございまして、それに併せて設置することとしております。

四つ目の避難時に介助支援を要する一人暮らしの高齢者の世帯数及び高齢

者夫婦のみの世帯につきましては、本町に登録いただいております災害時要配慮者支援台帳から見ますと、今年2月末時点では、一人暮らしの高齢者の世帯数は116世帯、高齢者夫婦のみの世帯数は34世帯であります。

五つ目の福祉避難所の設置予定であります。特に介助が必要な方におかれましては、別部屋にて避難していただく体制で考えており、さらに、福祉施設である玉泉苑や保育園などを必要に応じ開設することとしております。なお、現在、町内で介護施設を運営されている民間である社会福祉法人弥勒会の施設を福祉避難所として指定させていただくべく、協議を進めているところであります。

六つ目の避難所施設の詳細を記したハザードマップの作成やホームページ上での公開等の予定につきましては、現在、京都府において、施設名称や所在地、施設種別や対象とする災害、建物情報、運営・設備状況など、詳細に記したものをホームページで見られるよう取り組まれておりますので、それらの情報を活用して、町ホームページとリンクさせることにより、地域住民の方々に周知できるよう努めてまいりたいと考えております。

また、ハザードマップの作成につきましては、昨年6月に、国管理河川である木津川及び府管理河川の4河川の洪水浸水想定区域を記した水害ハザードマップを全戸配付してきたところでありますので、今後、改定の時期などの際に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 奥田俊夫議員。

1番（奥田俊夫） 再質問ではありませんが、誰もが自ら進んで避難所へ行くことを望まれるような環境整備を一日も早く実施していただきますよう、重ねて要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（西島寛道） 谷田みさお議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 9番、谷田みさおです。

通告に基づいて、質問に入ります。

今、国の方では、国会の最中に、高級官僚が利害関係者に多額の接待を受けているというようなことが次々と明らかになっておりまして、また近隣を見ましても、職員の贈収賄事件が発覚したというような町もございます。そういうことを聞きますと、やはり本町におきましても、行政はもちろんですが、議員も含めて、いま一度きちんと襟を正して事に当たっていかなければならないという決意を申し上げまして、質問に入ります。

まず1番目に、新型コロナワクチンの接種についてであります。

新型コロナ感染症に対応するワクチンが2月14日、特例承認されて、医療従事者の先行接種に続き、今後市町村が主体となって住民への接種が進められることとなります。本町では1月26日、接種対応チームが発足したと報じられ、準備に必要な予算は2月8日に専決処分されておりますが、全体としての予算規模、今後の接種へ向けてのスケジュール、接種対象者となる条件、条件ごとの人数、回数、接種方法、個別接種なのか集団接種なのか、接種場所は、ワクチンの保管と配送の方法、医療従事者の確保の方法、町職員と医療従事者との業務分担、広報の方法、相談体制、その他準備が必要なことは何ですか。現在どこまで準備が完了していますか。

特に、インフルエンザの予防接種同様に、町内の医院や町外のかかりつけ医で接種できるように、多くの高齢者の要望を聞いておりますが、特段の配慮を求めたいと思っておりますが、見通しはいかがでしょうか。

2番目に、PCR検査の拡大についてです。

本町では、昨年12月から新たに施設を利用する高齢者等の希望者に、新型コロナウイルス感染を調べるPCR検査を無料で受けられる制度を導入しましたが、12月から本年2月末まで、3か月間で月ごとに何人の利用がありましたか。対象者となり得る方に対する割合は、対象となる方に対して検査を受けられた方の割合ですね、これは100%なのではないでしょうか。制度は3月末までと今、明記されているんですが、新年度はこの制度は継続するのでしょうか。

この制度の有効性を高めるためには、既に入所されている方、施設従業者等も当然検査するべきだということは何度も申し上げております。特に施設従業者や在宅の要支援・要介護者に触れ合うことの多いヘルパーさん、ケアマネジャーさんらは、自らがウイルスを持ち込むことになってはならないという大変強い使命感から、もともとから人手不足によるストレスに加えまし

て、極度の自粛と緊張を強いられておられます。定期的にPCR検査を行うことによってこのストレスを緩め、マンパワーの確保につなげ、よりよい介護につなげていくのは行政の役割ではないでしょうか。

京都市は2月12日に、感染拡大を防ぐため、市内全ての入所型の高齢者施設で、職員と新規入所者、計1万7,000人程度のPCR検査を実施すると発表しました。京都市長は、施設内にウイルスを持ち込まないことが一番大事として、ボランティアを含めた全職員を検査の対象とする。施設からの希望があれば、既に入所している人にもPCR検査を実施するという事となりました。

京都府は、1月26日、新型コロナウイルスのクラスター、感染者集団が複数発生している感染拡大地域などを選び、高齢者や障がい児らが入所する施設の全ての職員に対して、PCR検査を集中的に実施すると発表しましたが、行われていたのは宇治市内の施設だけ。その中で陽性者も現実、見つかっております。京都府は、市町村の要望聞き、PCR検査の実施地域を拡大する方針ということですが、クラスターが発生してからでは遅いわけであり。本町は要望していないのかどうか、お尋ねします。

そして、昨年12月議会で、65歳以上の人や基礎疾患のある人はもちろん、井手町住民誰もが希望すれば、無料でPCR検査を受けられるように町独自の対策を求めましたが、その後、さらに第3波の感染拡大で、1月14日から京都府にも緊急事態宣言が出され、2月8日からさらに延長されております。なぜ本町では検査を新規利用者にとどめるのか、町長の見解をお伺いいたします。

3番目に、ゼロカーボン政策の推進についてです。

地球温暖化対策の推進に関する法律、温対法では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するよう求めるものとされております。本町でも2009年には井手町地球温暖化対策実行計画を定めて、2014年に温室効果ガス15%削減という目標が達成されたとして、その後、計画については更新をされておられません。政府も2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするという2050年カーボンニュートラル宣言を行いまして、温対法が改正される見通しとなっております。

これを踏まえて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを

表明した地方公共団体が増えつつあります。2月18日現在で266自治体、30都道府県、154市、3特別区、61町、18村となっておりまして、府内では京都府、京都市はもとより、宮津市、亀岡市、お隣の京田辺市、京丹後市、大山崎町、与謝野町がゼロカーボンシティ宣言を既に行っています。本町でも新たな実行計画を定め、ゼロカーボン政策を進めるべきではないでしょうか。

新庁舎建設も新たな再生可能エネルギーの導入、ゼロカーボンへの契機にすべきであります。新庁舎にはどのような温暖化対策を取り入れるのか。欧米では、10年後にはガソリン車の新車販売禁止が始まることになっております。この際に、本町でも公用車に電気自動車など新エネルギーの車を導入を進め、新庁舎や道の駅には充電スポットを設けるといったことなど、検討できませんか。

太陽光発電設備の拡大は重要な温暖化対策であります。森林伐採などが行われますと、逆にゼロカーボンに逆行することにもなり得ます。本町でも、山間部で防災上問題のある事例もございましたが、これは経産省の指導によって改善されました。安全、有効な太陽光発電設備設置へ、適正な規制、地元同意などを求める条例化が、まず先に、問題化する前に条例をつくっておくということが必要ではないか伺います。

以上です。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 小山保健センター所長。

保健センター所長（小山 烈） 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

1点目の新型コロナワクチン接種についてであります。まず、全体としての予算規模につきましては、総額3,611万3,000円となっております。

次に、接種対象となる条件や人数につきましては、基準日となる令和3年1月1日現在、高齢者の方は約2,700人、高齢者を除く一般の16歳以上の方は約3,900人となっております。内数となる医療従事者、基礎疾患を有する方、介護従事者は、市町村単位での実数把握は困難であります。

次に、ワクチンの保管場所につきましては保健センターとし、配送につき

ましては、保冷バッグにて町が配送する予定です。また、医療従事者の確保方法につきましては、医師については、町内の医療機関や地区医師会と調整を進めるとともに、看護師については、現在健診等に従事している看護師や新たな募集等で確保していきたいと考えております。

また、町職員と医療従事者との業務分担につきましては、医療行為やそれに附随する医療知識が必要な関連業務を医療従事者が対応し、資格を必要としない事務的な対応につきましては、町職員が対応することとしております。

町内の医院や町外のかかりつけ医での個別接種につきましては、町内の医療機関につきましては、対応を検討していただいております。また、綴喜医師会においては八幡市、京田辺市、宇治田原町と本町の2市2町において、相互に個別接種ができるように検討がされていると聞いております。

その他のご質問については、岡田議員にお答えしたとおりであります。

2点目のPCR検査の拡大についてであります。まず、昨年12月から本年2月末まで、3か月間で月ごとに何人の利用があったかと、対象者との割合につきましては、町内の高齢者施設における利用は1月の1件のみで、対象となり得る方に対する割合については、約12.5%となっております。

本町におきましては、府内で初めて高齢者施設等における新規利用者を対象としたPCR検査事業を無料で実施してきたところであり、制度の積極的な活用について、町の広報紙やホームページにおいて広く周知を図るとともに、役場の介護保険の窓口や地域包括支援センターにおいては、新たに施設の介護サービスを利用される方に対する個別の制度説明や、町内の高齢者施設や一般事業所のケアマネジャーを通して利用の呼びかけを進めてきたところではありますが、この間の制度の利用状況等を勘案し、当該事業は今年度で終了したいと考えております。

また、施設従事者等の検査につきましては、京都府において、感染拡大地域として、宇治市で高齢者・障がい者入所施設の介護職員等を対象にPCR検査が先行実施された時点から、京都府に対して町内施設における検査の実施についても要請をする中、対象地域を府内全域に拡大し、年度内には、府内の全ての高齢者施設等において、PCR検査等が実施されると聞いているところであります。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 3点目のゼロカーボン政策の推進についてであります、新たな実行計画の策定とゼロカーボン政策の推進につきましては、本町では平成20年度に地球温暖化対策実行計画を策定し、二酸化炭素の排出を抑制するための対策として、これまで庁舎や学校等への太陽光発電設備の設置、LED照明への転換などを実施するとともに、街灯のLED化や家庭向け太陽光発電システム設置助成などを行うことにより、一定の温室効果ガスの抑制を図ってきたところであります。

今後も、有効な事業を継続しながら、二酸化炭素の排出抑制に取り組むとともに、新たな削減目標に向けた地球温暖化対策実行計画及びゼロカーボンシティ宣言については、周辺自治体の状況をはじめ、国や府の動きを随時把握してまいりたいと考えております。

次に、新庁舎に取り入れる温暖化対策につきましては、現在計画しております新庁舎につきましては、環境に配慮したものとなっております。まず、新庁舎の建物の形状はL字型としており、各居室が外部に面して開口部を確保しやすいことから自然通風、自然換気を積極的に活用し、春や秋の中間期には極力空調に頼らない計画としており、また、複層ガラスを採用することで高断熱化を図り、空調負荷を低減するなどの計画としております。さらに、外装に有孔パネルを設置し、日射負荷の低減を図りながら、自然光を効果的に取り入れる計画もしております。再生可能エネルギーの導入としては、新庁舎屋上に10キロワットの太陽光発電装置を設置し、平常時の電力を補う計画としております。

次に、公用車を電気自動車にするなど、新エネ車を導入することにつきましては、充電スポットなどのハード面や購入費用等の観点から、現在のところ、導入については考えておりません。また、新庁舎に充電スポットを設けることにつきましても、電気自動車の普及状況等から鑑みますと、設置は困難であると考えております。

なお、道の駅に充電スポットを設けることにつきましては、そもそも今回の道の駅は、国において整備していただきますので、必要に応じ判断されるものと考えております。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 太陽光発電設備設置への規制や地元同意等を求

める条例化につきましては、現状、太陽光発電設備設置の申請及び認定の権限と電気工作物の安全に係る指導の権限は経済産業省が有しており、国が適切に指導されると考えております。

また、新たな開発に際しては、都市計画法や森林法、土壌汚染対策法等、様々な法令で規定されている国及び府、町への申請等が必要であり、適切な指導を行うこととなっております。

なお、条例制定につきましては、その効果や今後の太陽光発電設備の需要などを含め、見極めてまいりたいと考えております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） ワクチンの接種の問題ですけれども、新聞報道で、本町の場合は1週間に高齢者やったら555人できる体制を取ると書いてあったんですけども、京都府の方が最初に送ってくるのはたったの1箱というようなことですから、しかも、京都府全体で1箱ですよ。だから、本町に一体何人分来るのかということ、本当に微々たる数ではないのかと思いますが、そういう数人分来たからって、数人分だけでもまず接種を始めるんですか。それをお伺いしたい。

ディープフリーザーという冷凍庫は町で保管するという話ですが、それはもう到着しているのでしょうか。これ1台に、そうやってばらばらともし来るとしたら、そこでちょっと保管しておかないといけないわけです。これ、何回分保管できる冷凍庫なんでしょうか。

先ほど岡田さんの質問に、小学校で接種するという集団接種の答弁があったんですけども、普通考えたら体育館でやるのかなと思うんですけども、体育館なんですか。ひょっとしてグラウンドにテントを張ってとか、そういうことを考えておられるのか、じゃ、学校でやるということは日曜だけしか使えない。土曜か日曜といっても、お医者さんは土曜日は診察されてますので、日曜しかできないということになると、週に555人というのが1日でやるのかという話ですよ。そんなことができるのか。

これから、4月に始まるといっても、本格化するのは5月以降です、どう考えても。暑くなってきました。体育館でやるにしても冷房がございません。フリーザーは1か所しかない。保冷バッグで運ぶといっても、やっぱり接種

場所にもある程度の冷蔵の設備がないと不安じゃないか。町でそういう特別な冷凍庫を買うなんていうことになったらかなりの出費になりますけれども、そういう費用は国から出してもらうようお願いできないのか。体育館で冷房設備をやっぱりやろうということにはできないのか。

それからもう一つは、はがきで予約するという話でしたけど、はがきを、接種券が先に来るわけです。予約の体制が取れないうちから接種券を送るということですか。それは高齢者は混乱しますので、やっぱり慌てて接種券だけ送っても、そこに予診票とか、いついっどこでやりますよとか、予約するはがきも一緒に同封して送らなかつたら高齢者は混乱されると思いますので、体制ができてから接種券を送るということでもいいんじゃないでしょうか。その辺はどう考えておられるんでしょうか。

何度も言いますが、かかりつけ医のある方は、やっぱりそのお医者さんで接種してほしい。医師会の枠組みは医師会の都合なんです。住民の皆さんは医師会の枠内でしかかかれへんということはないわけで、自分の疾患に一番適切な医療が受けられる病院を選んでかかりつけ医になっておられるわけですから、そこで相談して受けられるということでないで、やっぱり接種が進まないんじゃないかな。受けたいけど、怖いしやめておこうということになるんじゃないかと。それは特段に京都府にもしっかきお願いしていただいて、かかりつけ医で医師会の枠を超えて受けられるというふうにやってほしいと思いますけど、それ、ぜひ交渉していただけませんか。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 西垣参与。

参与(西垣義郎) ただいまの谷田みさお議員の再質問にお答えいたします。

個別に幾つかございますが、大きくは、ワクチンの供給に伴います接種の対応と、またそれに伴いまして、小学校等を会場とした場合の環境整備等についてのご質問ということで、まとめてその趣旨からご回答させていただきます。

まず、先ほどの供給等につきましては、岡田議員のご質問にお答えしたとおり、当初2万2,000回分、2回分といたしまして、人数では1万1,000人分が4月の月上旬、そして4月26日の週に各市町村に1箱というふうなことでございまして、それ以降の予定が現在まだ不明というふうなこと

から、供給そのものの見通し、それらも含めて、これから様々な情報が国・府から提供されるというふうに認識しております。それに伴いまして、住民の方に安心・安全に接種を円滑にできるように、スケジュール等も勘案して進めていきたいというのが基本的な町のスタンスでございます。

また、会場整備等につきましても、現在、私どもの方では会場の下見も行う中で、どのような形で進めていくのがいいか、検討しながら準備を進めておるところでございます。夏場になった場合も含めて、住民の方が安心・安全に接種を受けていただけるように検討して進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

ディープフリーザーについて、町に届いているのかどうかというご質問についてでございますけれども、現時点ではまだ届いてはおりません。

その他の質問につきましては、小山所長の方から答弁させていただきます。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 小山保健センター所長。

保健センター所長（小山 烈） ただいまの谷田みさお議員のご質問にお答えします。

まず、ディープフリーザーにつきましては、最大どれぐらい保管できるかにつきましては、現在配置の予定のディープフリーザーについては、最大10箱分が入る形になっております。

続きまして、郵送方法につきましては、接種券とはがきを同封させていただいて、ご案内させていただく予定になっております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） そもそもワクチン接種でいまだにこういう状況でなかなか分からないというのは、国の方からも情報が出てないから致し方がないことがあるんですけども、ころころ言うことが変わりますし、本当に振り回される状況ですけども、それは絶対に迅速に情報を住民の皆さんに伝えていただきたいというふうに思います。高齢者の方はホームページで見ろとか、そういうことは難しいわけですから、いろいろな機会に伝えられるようにしていただきたいというのと、何度も繰り返しますが、かかりつけ医で接種できるように、ぜひご努力をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（西島寛道） この際、暫時休憩します。1時半まで。

休憩 午後 0時14分

再開 午後 1時30分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、木村武壽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 木村武壽議員。

10番（木村武壽） 10番、木村武壽でございます。通告に基づきまして、一般質問を行います。

質問事項としましては、1点目は男女雇用機会均等法についてと、2点目の多賀駅前開発事業についてでございます。

質問要旨につきましては、1点目の男女雇用機会均等法についてであります。男女雇用機会均等法は1986年4月から施行されました。職場での男女平等を確保し、女性が差別を受けずに、家庭と仕事が両立できるようつくられた法律であります。この法律によって、職場における男女差別はかなり改善されましたが、まだまだ不十分だということで、1997年の全面改正を経て、2007年に再改正されました。新しい改正点としては、表面上は差別に見えない慣行や基準が実際には一方の性に不利益となる間接差別の禁止、妊娠や出産などを理由とする退職強要や職種・配置転換などの不利益な扱いの禁止、さらに、女性だけでなく男性へのセクハラ防止対策を企業へ義務づけるなど挙げられております。これまでの女性のみを焦点を当てた内容ではなく、もっと広い意味で性差別を捉えているのが特徴ですとインターネットで書かれております。

本町でも、この法律に基づいて積極的に施行されていると思いますが、2007年に再改正された後の年度別、男女別の正職員の雇用状況をお尋ねいたします。

次に、2点目の多賀駅前開発事業についてであります。

多賀駅前開発事業については、以前より計画されては消え、新しいところでは、プラントの出店計画が撤退し、井手地区でも、スーパー宮本さんも撤退され、個人経営の小規模事業者だけの町になっているのが現状です。車に乗ると、5分、10分も走ると隣町へ買物には行けませんが、車に縁のないお年

寄りもたくさんおられます。

本町では、買物難民を防ぐために、京都府等に対策を講じるようお願いされていると聞いておりますが、大事なのは、本町の行政の取組が一番であると思います。現状の取組について、お尋ねいたします。

以上です。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 木村議員のご質問にお答えいたします。

1点目の男女雇用機会均等法についてであります。平成19年の法改正のポイントとして、差別禁止の範囲の拡大として降格や職種変更、退職勧奨など、性別による不利益扱いの禁止や男性に対するセクシャルハラスメントも対象となり、また、妊娠中及び出産後の健康管理に関する母性健康管理措置が義務となったところであります。

本町といたしましては、これまでから職員募集や採用をはじめ、配属や給与などの処遇面においても男女で差異を生じさせることなく取り組んできており、義務となった母性健康管理措置として、平成19年度には育児時間短時間勤務を導入してきたところであります。

なお、平成19年に男女雇用機会均等法が改正された後の年度別、男女別の正職員の雇用状況につきましては、各年度4月1日現在の一般職員数で申し上げますと、平成19年度は男性73名、女性42名、平成20年度は男性71名、女性43名、平成21年度は男性67名、女性44名、平成22年度から平成24年度は男性64名、女性44名、平成25年度は男性65名、女性43名、平成26年度は男性64名、女性42名、平成27年度は男性63名、女性40名、平成28年度は男性65名、女性40名、平成29年度は男性65名、女性38名、平成30年度及び平成31年度は男性62名、女性38名、令和2年度は男性63名、女性39名であります。

いずれにいたしましても、今後も引き続き、男女の性差別が生じることなく、働きやすい職場となるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の多賀駅前開発事業についてであります。脇本議員のご質問にお答えしましたとおりであります。

以上でございます。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 木村武壽議員。

10番（木村武壽） 要望でございますけども、こうして前を見ておりまして、全部で15人ほどいる中で女性が1人だけでございます。もう少し女性を登用する必要があると思いますので、要望しておきます。

それともう1点、多賀駅前のことでございますが、まちづくりというのはなかなか大変なものでございますので、まちづくりの実際元気にできるような人を登用していただいて、やっぱり行政として積極的にもうちょっと取り組んでいただくように要望して、質問を終わります。

議長（西島寛道） これで一般質問を終わります。

日程第5、議案第10号、指定管理者選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝） それでは、議案第10号、指定管理者選任につき同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記の者を指定管理者に適任と認め、選任につき同意を求める。

記といたしまして、施設の名称、井手町立デイサービスセンター、井手町立在宅介護支援センター、井手町立ヘルパーステーション、指定管理者、京都府綴喜郡井手町大字井手小字弥勒1番地の1、社会福祉法人弥勒会、理事長、清水純子、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日。

なお、本施設の管理につきましては、平成12年建設当時から、管理委託契約により社会福祉法人弥勒会による管理を行い、平成18年9月1日から令和3年3月31日までの3期15年間、指定管理者として指定しているところであります。

本施設は、高齢者に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、高齢者福祉の向上を図るため、介護保険制度に基づき、介護に関する総合的な相談やデイサービス事業、ホームヘルプ事業を展開するとともに介護予防サービスも実施する、在宅介護サービス事業の拠点施設

であります。

本施設の管理運営状況につきましては、令和元年度では、在宅介護支援センターの相談件数は延べ29人、月平均2人となっており、デイサービスセンターの利用者は延べ9,567人で、1日平均31人、ホームヘルプの利用は延べ6,956人で、1日平均19人の利用であったと伺っており、令和2年度におきましても、前年と比較するとほぼ横ばいであると伺っております。また、防災設備等の法定点検や各設備の点検を実施し、適正な維持管理に努めるとともに、管理運営経費につきましても、経費の節減に努められ、予算の範囲内で適正に執行できるものと伺っております。

社会福祉法人弥勒会は、町内において在宅介護サービス及び施設介護サービスを中心に総合的な介護サービスを提供している町内の唯一の事業所であり、より質の高いサービス提供に努めるため、事業ごとの達成目標を掲げ、積極的に取り組み、感染症対策や防災対策の訓練を実施するとともに、本町の食の自立支援事業や介護予防事業の受託実績もあります。

こうした運営実績を踏まえ、引き続き、井手町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定に基づき、指定管理者の選定をしたので、選任同意を得ようとするものであります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第10号、指定管理者選任につき同意を求める件を採決します。

議案第10号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道）　挙手全員です。したがって、議案第10号は同意することに決定しました。

日程第6、議案第11号、指定管理者選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝）　それでは、議案第11号、指定管理者選任につ

き同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記の者を指定管理者に適任と認め、選任につき同意を求める。

記といたしまして、施設の名称、井手町立老人福祉センター玉泉苑、井手町立老人福祉センター賀泉苑、指定管理者、京都府綴喜郡井手町大字井手小字東前田23番地、社会福祉法人井手町社会福祉協議会、会長、中坊 溥、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日。

なお、本施設の管理につきましては、昭和56年建設当時から、管理委託契約により井手町社会福祉協議会による管理を行い、平成18年9月1日から令和3年3月31日までの3期15年間、指定管理者として指定しているところであります。

本施設は、本町の高齢者の集いの場として、多くの高齢者の方が生きがい活動やサークル活動の場として利用されるとともに、地域福祉関係団体や障がい者団体、子育て団体などが利用され、地域福祉の拠点となっております。

本施設の管理状況につきましては、令和元年度の利用者は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止による3月の休館が影響し、玉泉苑が延べ4,651人、賀泉苑が延べ4,779人でありました。令和2年度におきましても、前年度と同様に、利用者数が休館の影響により減少するものと見込んでいたと伺っているところであります。また、防災設備等の法定点検や施設の適正な維持管理に努めていただくとともに、管理運営経費につきましても、経費の節減に努められ、井手町社会福祉協議会の定款に基づく経理を行い、予算の範囲内で適正に執行できるものと伺っております。

井手町社会福祉協議会は、地域のボランティアと協力しながら、施設の利用者が増加するよう、一人暮らし高齢者や介護予防事業を中心に、子育て支援や障がい者支援の事業にも積極的に取組が図られている状況であります。

こうした運営実績を踏まえ、引き続き、井手町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条の規定に基づき、指定管理者の選定をしたので、選任同意を得ようとするものであります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これにて提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第11号、指定管理者選任につき同意を求める件を採決し

ます。

議案第 1 1 号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第 1 1 号は同意することに決定しました。

日程第 7、議案第 1 2 号、指定管理者選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 野崎住民福祉課長。

住民福祉課長(野崎裕美) それでは、議案第 1 2 号、指定管理者選任につき同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、下記の者を指定管理者に適任と認め、選任につき同意を求める。

記といたしまして、施設の名称、井手町共同浴場、指定管理者、京都府綴喜郡井手町大字井手小字段ノ下 4 9 番地の 1、井手町共同浴場管理運営委員会、委員長、西島種夫、指定の期間、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日。

なお、本施設の管理運営につきましては、平成 1 8 年 5 月開所当時から、管理委託契約による管理を行っており、井手町共同浴場管理運営委員会については、平成 1 8 年 5 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの 5 期、約 1 5 年間、指定管理者として指定しているところであります。

本施設は、日常生活に密着した住民サービスを提供できる場であり、昨年では約 2 万 7, 0 0 0 人が利用されており、地域に根差した住民の憩いと交流の場になっております。

これまでの運営実績を分析すると、井手町共同浴場管理運営委員会は、浴場の運営経験や地元雇用の促進、緊急時の対策、継続性などを適正に管理運営されており、引き続き指定管理者として選任することで、当該施設の適正な管理運営と効率的な事業運営が見込まれます。また、社会福祉の向上並びに保健衛生の確保が図れることなど、総合的に判断し、井手町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 4 条の規定に基づき、指定管理者の選定をしたので、議会の選任同意を得ようとするものであります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第12号、指定管理者選任につき同意を求める件を採決します。

議案第12号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道）　挙手多数です。よって、議案第12号は同意することに決定しました。

日程第8、議案第13号、指定管理者選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　藤岡地域創生推進室長。

理事（藤岡 栄）　それでは、議案第13号、指定管理者選任につき同意を求める件につきましてご説明を申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記の者を指定管理者に適任と認め、選任につき同意を求める。

記といたしまして、施設の名称、井手町まちづくりセンター椿坂、指定管理者、京都府綴喜郡井手町大字井手小字石橋44番地、井手町まちづくり協議会、会長、高岡昭三、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日。

なお、本施設の管理運営につきましては、平成15年の開設当初から、井手町まちづくり協議会に管理をしていただき、平成18年9月1日から令和3年3月31日までの3期15年間、指定管理者として指定しているところであります。

本施設は、本町のまちづくり、住民相互の交流、文化活動の活性化、情報発信など、まちづくりの拠点となる施設として、住民の憩いの場、活動の場として利用されるとともに、ウォーキングや観光などで訪れた方々と住民との交流の場としても利用されております。

本施設の管理につきましては、例年1万人ほどの利用があり、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大のため休館いたしました。新型コロナウイルス

ルス感染症が終息した後には、同程度の利用者を見込んでいるところであります。また、これまでと同様に、施設の適正な維持管理に努めていただき、管理運営経費についても、経費の削減に努められ、予算の範囲内で適正に執行できるものと伺っております。

井手町まちづくり協議会につきましては、オープン当初より毎年、運営会議を開催し、日々の運営における課題解決や施設の利用者が増加するよう、年間を通じて、これまでにコンサートやイベントなどの様々な取組を行うなど、住民主体のまちづくりに積極的に取り組まれている状況であります。

こうした運営実績を踏まえ、引き続き、井手町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条の規定に基づき、指定管理者の選定をしたので、選任同意を得ようとするものであります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第13号、指定管理者選任につき同意を求める件を採決します。

議案第13号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道）　挙手多数です。よって、議案第13号は同意することに決定しました。

日程第9、議案第14号、指定管理者選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭）　それでは、議案第14号、指定管理者選任につき同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記の者を指定管理者に適任と認め、選任につき同意を求める。

記といたしまして、施設の名称、井手町立婦人研修センター、指定管理者、京都府京田辺市田辺鳥本1番地の2、京都やましる農業協同組合、代表理事組合長、十川洋美、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日。

なお、本施設の管理につきましては、昭和63年の開所から、管理委託により京都やましろ農業協同組合による管理が行われ、平成18年9月1日から令和3年3月31日までの約15年間、指定管理者として指定をしているところであります。

本施設は、地域の女性団体、女性農業者団体などが地元農産物を活用した食品加工等を行い、地産地消の推進や地域の食文化の発信を行う活動拠点となっております。

施設の管理状況は、建物及び備品の定期的な点検や予算の範囲内での計画的な修繕等を実施するなど、適正に施設管理を行い、利用団体との信頼関係やサービスの連続性も望め、効果的な管理運営が図られています。利用状況につきましては、令和元年度では8団体、27回の利用回数であり、令和2年度におきましても、同程度の利用状況と伺っております。

こうした運営実績を踏まえ、施設の規模及び性格を考慮し、地域活力等を活用した管理を行うことにより、事業効果があると認められるため、引き続き、井手町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定に基づき、指定管理者の選定をしたので、選任同意を得ようとするものであります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第14号、指定管理者選任につき同意を求める件を採決します。

議案第14号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道）　挙手全員です。よって、議案第14号は同意することに決定しました。

日程第10、報告第1号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章）　それでは、報告第1号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記といたしまして、令和2年度井手町一般会計補正予算（第6回）でございます。

1枚めくっていただきまして、専決処分書でございます。

令和2年度井手町一般会計補正予算（第6回）。

令和2年度井手町の一般会計補正予算（第6回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ611万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億9,260万7,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

それでは、6ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明申し上げます。

歳入であります。15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費補助金、今回611万3,000円を追加し、計750万6,000円、保健衛生費補助金の611万3,000円であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、今回611万3,000円を追加し、計4,826万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の611万3,000円あります。報酬の53万9,000円、旅費の1万8,000円、需用費の69万8,000円、役務費の80万7,000円、委託料の289万6,000円、使用料及び賃借料の15万7,000円、負担金補助及び交付金の99万8,000円あります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　7ページですけれども、委託料が大きいんですけれど

も、これは何を誰に委託するのでしょうか。接種券の印刷などの費用であれば需用費じゃないかと思うんですけれども、どういう内訳になっているか。それと、負担金補助及び交付金というのは、どなたに交付するのでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 小山保健センター所長。

保健センター所長(小山 烈) ただいまの谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

委託料につきましては、ウェブシステムの委託料といたしまして269万6,000円、予防システムの改修費用として20万円計上させていただきました。あと、負担金補助につきましては、こちらにつきましては、町外の医療機関で接種を受けた方の費用となっております。

以上となります。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 午前中の質問の中でも、町内の医療従事者の方とか基礎疾患のある方の数とかを単独の市町村ではつかめないという話があったんですけれども、もう医療機関で接種が始まっているわけです。町内の方でも、医療機関にお勤めになっている方で接種を受けている方というのが井手町で分からないということでは困ると思うんですけれども、その辺もつかめないことになっているのでしょうか。医療機関の接種は府がやっている、それは分かりますけど、全部それはそのシステムで把握できるのでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 小山保健センター所長。

保健センター所長(小山 烈) 医療従事者の把握につきましては、府の報告では、町が把握している人数といたしましては2名でございます。

以上でございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第1号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第1号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、報告第1号は承認することに決定しました。

日程第11、議案第2号、井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 野崎住民福祉課長。

住民福祉課長(野崎裕美) それでは、議案第2号、井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、国の子ども・子育て支援法施行令、同施行規則の一部が改正されたことから、本条例についても、所要の改正を行うものであります。

それでは、2ページの新旧対照表をご参照ください。井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表にてご説明申し上げます。

例規ページ数2793の62ページ、別表第1(第3条関係)であります。備考3中、支給認定保護者を教育・保育給付認定保護者に改める条文の整理であります。

次に、備考4を削り、備考5を備考4とし、備考6を備考5とし、備考7を備考6とするものであります。

今回の備考4の削除につきましては、保育料の算定基準において、未婚の独り親を税法上の寡婦とみなして所得階層を判定する措置をしていたのですが、令和2年度の税制改正により、従来講じてきた適用が意味をなさなく

なることから、当該規定を削り、条文の整理をするものであります。

次に、1ページに戻っていただきまして、附則であります。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第2号、井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道）　挙手全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第3号、井手町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠）　それでは、議案第3号、井手町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

井手町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、令和3年2月3日に新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布され、同年2月13日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

それでは、2ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。

井手町国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表。

例規ページ数 3071 の 4、附則第 2 項、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の規定であります。附則第 2 項中、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症を、新型コロナウイルス感染症の定義を具体的に示す形に改める条文の整備であります。

それでは、1 ページに戻っていただきまして、附則であります。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第 3 号、井手町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第 3 号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道）　挙手全員です。したがって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 4 号、井手町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝）　それでは、議案第 4 号、井手町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件についてご説明申し上げます。

井手町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、3 年に 1 度見直しを行う介護保険事業

計画の策定により、所得に応じた段階の介護保険料の見直しなどを行うための一部改正であります。

次の1ページをご覧ください。

井手町介護保険条例の一部を改正する条例。

井手町介護保険条例の一部を次のように改正する。

それでは、3ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。

井手町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

例規ページ数3091ページ、第3条、保険料率の規定であります。まず賦課期日を、平成30年度から令和2年度までの3年間を、令和3年度から令和5年度までの3年間に改めるものであります。

次に、第1号としまして、介護保険法施行令第39条第1項第1号に掲げる者とは、生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税または住民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の者でありまして、現行の3万2,250円を3万4,938円に改めるものであります。

2号といたしまして、令第39条第1項第2号に掲げる者とは、住民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の者でありまして、現行の4万8,375円を5万2,407円に改めるものであります。

3号といたしまして、令第39条第1項第3号に掲げる者とは、住民税世帯非課税で、2号に該当しない者でありまして、現行の4万9,665円を5万3,805円に改めるものであります。

第4号としまして、令第39条第1項第4号に掲げる者とは、本人が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の者でありまして、現行の6万3,210円を6万8,479円に改めるものであります。

第5号といたしまして、令第39条第1項第5号に掲げる者とは、本人が住民税非課税である者でありまして、現行の6万4,500円を6万9,876円に改めるものであります。

第6号といたしまして、次のいずれかに該当する者とは、本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以下の者でありまして、現行の8万7,075円を9万4,333円に改めるものであります。また、合計所得金額に

については、租税特別措置法に規定されています特別控除額を控除して得た額に低未利用地等を譲渡した場合の特別控除の条文を追加しているところであります。

次に、4ページをご覧ください。第7号といたしまして、次のいずれかに該当する者とは、本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満の者でありまして、現行の8万8,365円を9万5,731円に改めるものであります。

第8号といたしまして、次のいずれかに該当する者とは、本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満の者でありまして、現行の10万4,490円を11万3,200円に改めるものであります。

第9号といたしまして、次のいずれかに該当する者とは、本人が住民税課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満の者でありまして、現行の11万940円を12万187円に改めるものであります。

第10号といたしまして、次のいずれかに該当する者とは、本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上500万円未満の者でありまして、現行の11万7,390円を12万7,175円に改めるものであります。

第11号としまして、前各号のいずれにも該当しない者とは、本人が住民税課税で合計所得金額が500万円以上の者でありまして、現行の14万5,125円を15万7,221円に改めるものであります。

第3項中、令和2年度を令和3年度から令和5年度に改め、第1段階の保険料3万4,938円を2万963円に減額するため、読替規定を改めるものであります。

第4項中、令和2年度を令和3年度から令和5年度に改め、第2段階の保険料5万2,407円を3万4,938円に減額するため、読替規定を改めるものであります。

第5項中、令和2年度を令和3年度から令和5年度に改め、第3段階の保険料5万3,805円を5万311円に減額するため、読替規定を改めるものであります。

次に、例規ページ数3091の5ページ、附則の規定でありまして、第7条の次に第8条、令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例の規定を追加するものであります。こちらにつきましては、令和30年度の税制改正により、介護保険料算定時に合計所得金額が10万円高

くなるため、不利益が生じないようにするため、令和3年度から令和5年度までの間、合計所得金額から10万円を控除するための条文を追加するものであります。

それでは、2ページにお戻りください。附則であります。

第1条、施行期日の規定であります。この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第2条、経過措置の規定であります。改正後の井手町介護保険条例第3条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、暫時休憩します。休憩中に全員協議会を開催いたします。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時55分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開いたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 今回の改定で、介護保険料は総額で何%増となるのか。

基準月額でいうと、前7期と比べたら何%の増ですか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝） ただいまの谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の総額の影響額の率でございますが、こちらにつきましては、第1段階から第11段階まで8.3%の増となっているところでございます。

次に、2点目の月額であります。月額につきましても、同様に8.3%増となっているところでございます。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　　反対の立場で討論をいたします。

ただいま議題になっております介護保険条例の改正であります。今期第8期についての様々な資料も見せていただきましたけれども、結局8.3%、さらに、高い高いと、皆さん負担が重いと感じておられる介護保険料がまた上がるということになります。低所得者の層には国の負担で引下げ、低く抑えている部分があるわけですが、これは財源は消費税でありますので、消費税を上げて、高齢者の方からも負担を求めている財源であります。さらに低く抑えたければ消費税を上げればいいじゃないかというようなことを言いたいのかなど、国の方の考え方は、社会保障の財源として消費税を上げる口実にまたまたされてしまうということにもなります。

さらに、本町の場合、その負担割合の料率の決め方が、非常に一部の所得の方のところに偏る負担になっているのではないかと。そういうことが特にまた介護保険料の負担が重いと感じておられる方の心理的にも非常に影響しているという感じがいたします。

本当に誰もが必要とする介護が必要な分利用できるというようなことになると、さらに国の国庫負担を増やしていただくというようなことも、ぜひ町長には町村会を通じても要望していただくということもお願いしたいわけですが、これだけの増額条例ということで反対をいたします。

議長（西島寛道）　　ほかに討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　　脇本尚憲議員。

2番（脇本尚憲）　　賛成の立場から討論します。

近年、介護需要が大幅に増加する中、介護が必要な方のために介護保険制度を持続可能にする必要があることから、介護保険料等の負担が増えることは、やむを得ないと考えます。

また、介護保険料の第1段階から第3段階の低所得者の方には、引き続き負担を軽減されるなど、配慮されていることから、賛成とします。

議長（西島寛道） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで討論を終わります。

これから、議案第4号、井手町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手多数です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。3時15分まで。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時14分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

日程第14、議案第15号、令和2年度井手町一般会計補正予算（第7回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） それでは、議案第15号、令和2年度井手町一般会計補正予算（第7回）につきましてご説明申し上げます。

令和2年度井手町の一般会計補正予算（第7回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,217万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億1,478万3,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費の補正の規定でございます。繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

第3条、債務負担行為の補正の規定でございます。債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

第4条、地方債の補正の規定でございます。地方債の追加及び変更は、「第

4表地方債補正」による。

それでは、3ページをお開きください。第2表繰越明許費補正でございます。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、新庁舎等建設用地購入1億4,000万円。

3款民生費、2項児童福祉費、事業名、子育て施設換気システム整備2,420万円。

7款商工費、1項商工費、事業名、緊急事態措置協力金負担金207万円。

8款土木費、2項道路橋梁費、事業名、橋梁長寿命化事業1,800万円。

8款土木費、4項都市計画費、事業名、地籍調査600万円。

8款土木費、5項住宅費、事業名、町営住宅バリアフリー化整備2,300万円。

10款教育費、2項小学校費、事業名、井手小学校保健特別対策事業80万円。

10款教育費、2項小学校費、事業名、多賀小学校保健特別対策事業80万円。

10款教育費、2項小学校費、事業名、多賀小学校児童トイレ改修工事2,750万円。

10款教育費、3項中学校費、事業名、泉ヶ丘中学校保健特別対策事業80万円。

次のページをご覧ください。

8款土木費、2項道路橋梁費、事業名、道路新設改良費、今回6,800万円を追加し、計1億8,400万円とするものであります。

次のページをご覧ください。第3表債務負担行為補正でございます。

井手町共同浴場管理委託、期間、令和3年度から令和5年度まで、限度額2,040万円。

井手町立老人福祉施設管理委託、期間、令和3年度から令和7年度まで、限度額3,500万円。

井手町立老人福祉センター管理委託、期間、令和3年度から令和7年度まで、限度額3,500万円。

井手町立婦人研修センター管理委託、期間、令和3年度から令和7年度まで、限度額60万円。

井手町まちづくりセンター椿坂管理委託、期間、令和3年度から令和7年度まで、限度額742万5,000円。

次のページをご覧ください。第4表地方債補正でございます。

起債の目的、2目土木施設整備事業債、今回3,040万円を追加し、限度額を1億7,050万円とするものであります。5目総務施設整備事業債、今回380万円を追加し、限度額を1億5,380万円とするものであります。6目教育施設整備事業債、今回新たに追加するものであります。限度額を1,830万円とするものであります。7目減収補てん債、今回新たに追加するものであります。限度額を1,480万円とするものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変わりございません。

次に、10ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明申し上げます。

歳入であります。15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費補助金、今回504万4,000円を追加し、計10億1,703万4,000円、総務管理費補助金の504万4,000円であります。4目土木費補助金、今回3,558万9,000円を追加し、計1億8,472万3,000円、道路橋梁費補助金の3,558万9,000円であります。5目教育費補助金、今回1,036万6,000円を追加し、計3,199万8,000円、小学校費補助金の996万6,000円、中学校費補助金の40万円であります。

17款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、今回25万2,000円を減額し、計2,039万7,000円、利子及び配当金の25万2,000円の減であります。3目売却及び償還益金、今回1,000円を減額し、計9万円、売却及び償還益金の1,000円の減であります。

18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、今回197万円を追加し、計231万円、一般寄附金の197万円であります。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、今回3,404万円を減額し、計1億2,241万1,000円、財政調整基金繰入金の3,404万円の減であります。6目庁舎等整備基金繰入金、今回3,620万円を追加し、計2億6,570万円、庁舎等整備基金繰入金の3,620万円であります。

2 2 款町債、1 項町債、2 目土木施設整備事業債、今回 3, 0 4 0 万円を追加し、計 1 億 7, 0 5 0 万円、道路橋梁整備事業債の 3, 0 4 0 万円であります。5 目総務施設整備事業債、今回 3 8 0 万円を追加し、計 1 億 5, 3 8 0 万円、総務施設整備事業債の 3 8 0 万円であります。6 目教育施設整備事業債、前回まで累計ございません。今回新たに 1, 8 3 0 万円を追加し、計 1, 8 3 0 万円、教育施設整備事業債の 1, 8 3 0 万円であります。7 目減収補てん債、前回まで累計ございません。今回新たに 1, 4 8 0 万円を追加し、計 1, 4 8 0 万円、減収補てん債の 1, 4 8 0 万円であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、今回 1, 1 8 0 万円を追加し、計 2 億 5, 9 4 1 万 7, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、一般財源の 1, 1 8 0 万円であります。負担金補助及び交付金の 1, 1 8 0 万円あります。3 目財政管理費、今回 2, 0 8 2 万 9, 0 0 0 円を減額し、計 5 億 8, 9 7 4 万 2, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、その他の 1 3 万 5, 0 0 0 円の減、一般財源の 2, 0 6 9 万 4, 0 0 0 円の減であります。積立金の 1 3 万 5, 0 0 0 円の減、繰出金の 2, 0 6 9 万 4, 0 0 0 円の減であります。1 2 目庁舎建設費、今回 4, 0 0 0 万円を追加し、計 4 億 1, 9 5 0 万円、財源内訳といたしまして、地方債の 3 8 0 万円、その他の 3, 6 2 0 万円あります。公有財産購入費の 4, 0 0 0 万円あります。1 4 目ふるさと応援基金費、今回 1 9 7 万円を追加し計 2 3 0 万 9, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、その他の 1 9 7 万円あります。積立金の 1 9 7 万円あります。

2 項徴税費、1 目徴税総務費、今回 1 4 1 万 5, 0 0 0 円を追加し、計 5, 6 0 6 万 2, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、一般財源の 1 4 1 万 5, 0 0 0 円あります。負担金補助及び交付金の 1 4 1 万 5, 0 0 0 円あります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、財源組替でありまして、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 1 0 万 1, 0 0 0 円、その他の 1 1 万 8, 0 0 0 円の減、一般財源の 1 万 7, 0 0 0 円あります。2 目老人福祉費、今回 1 1 9 万 1, 0 0 0 円を追加し、計 8, 7 2 9 万 6, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、一般財源の 1 1 9 万 1, 0 0 0 円あります。償還金利子及び割引料の 1 1 9 万 1, 0 0 0 円あります。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、今回 6 0 万 8 , 0 0 0 円を追加し、計 1 億 3 , 6 6 8 万 9 , 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、一般財源の 6 0 万 8 , 0 0 0 円であります。償還金利子及び割引料の 6 0 万 8 , 0 0 0 円であります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、3 目母子保健費、財源組替でありまして、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 6 万円、一般財源の 6 万円の減であります。

次のページをご覧ください。

7 款商工費、1 項商工費、1 目商工総務費、今回 2 6 7 万円を追加し、計 6 , 5 5 4 万 4 , 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 1 5 9 万 4 , 0 0 0 円、一般財源の 1 0 7 万 6 , 0 0 0 円であります。負担金補助及び交付金の 2 6 7 万円であります。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、2 目道路新設改良費、今回 4 , 8 0 0 万円を追加し、計 2 億 1 , 9 0 8 万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 2 , 5 2 0 万円、地方債の 2 , 2 8 0 万円であります。委託料の 3 0 0 万円、工事請負費の 4 , 5 0 0 万円であります。3 目橋梁維持費、今回 1 , 8 0 0 万円を追加し、計 3 , 6 3 9 万 7 , 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 1 , 0 3 8 万 9 , 0 0 0 円、地方債の 7 6 0 万円、一般財源の 1 万 1 , 0 0 0 円あります。委託料の 1 , 8 0 0 万円あります。

9 款消防費、1 項消防費、3 目消防施設費、今回 3 6 万 9 , 0 0 0 円を追加し、計 2 6 2 万 5 , 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、一般財源の 3 6 万 9 , 0 0 0 円あります。負担金補助及び交付金の 3 6 万 9 , 0 0 0 円あります。

1 0 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費、今回 2 , 6 8 0 万円を追加し、計 9 , 8 4 5 万 9 , 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 1 , 2 0 1 万 4 , 0 0 0 円、地方債の 1 , 8 3 0 万円、一般財源の 3 5 1 万 4 , 0 0 0 円の減であります。需用費の 1 6 7 万 6 , 0 0 0 円の減、委託料の 2 5 0 万円、工事請負費の 2 , 5 0 0 万円、備品購入費の 9 7 万 6 , 0 0 0 円あります。

3 項中学校費、1 目学校管理費、今回 8 0 万円を追加し、計 3 , 5 9 6 万 3 , 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 1 4 2 万 5 , 0 0 0 円、一般財源の 6 2 万 5 , 0 0 0 円の減であります。需用費の 5 5 万 8 ,

000円、備品購入費の24万2,000円であります。

4項社会教育費、1目社会教育総務費、今回38万2,000円を追加し、計5,418万7,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の21万6,000円、一般財源の16万6,000円であります。償還金利息及び割引料の38万2,000円であります。

5項保健体育費、2目学校給食センター費、今回1,100万円を減額いたしましたして、計3,571万円、財源内訳といたしまして、一般財源の1,100万円の減であります。工事請負費の1,100万円の減であります。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） 続いて、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 西岡建設課長。

理事（西岡 久） それでは、令和2年度井手町一般会計補正予算（第7回）に計上した事業の概要についてご説明申し上げます。なお、次のページに工事箇所を添付しておりますので、併せてご参照願います。

図対象番号1、事業名、町道13号線他道路改良、事業費、4,800万円、財源内訳としまして、国・府支出金の2,520万円、地方債の2,280万円。事業の概要としまして、延長760メートルであります。

図対象番号2、事業名、多賀小学校児童トイレ改修工事、事業費、2,750万円、財源内訳としまして、国・府支出金の916万6,000円、地方債の1,830万円、一般財源の3万4,000円。事業概要としまして、南校舎児童トイレであります。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 岡田久雄議員。

5番（岡田久雄） 私の方から2点ほど聞きたいんですけども、まず14ページの井手小学校保健特別対策事業、そして多賀小学校保健特別対策事業、そして15ページの泉ヶ丘中学校保健特別対策事業、この主な内容をお知らせください。

それと、同じく15ページの多賀小学校児童トイレの改修工事、どのような改修工事をされるのか、その内容をお聞かせください。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 高江学校教育課長。

学校教育課長(高江裕之) 岡田議員のご質問にお答えいたします。

各学校の保健特別対策事業の内訳、内容でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することが見込まれる中、学校の感染症対策の徹底を図りながら、学校教育活動を円滑に継続するために必要な備品等の整備を行うものでございます。具体的には、各校感染症対策に必要な消毒液またキッチンペーパーなどの購入を行うとともに、備品購入費として、各校大型モニター、また多賀小学校につきましては、体育館用のストーブの購入を予定しております。

続きまして、多賀小学校のトイレ改修であります。多賀小学校南校舎1階、2階、3階の児童トイレの改修を行うものでございます。内容といたしましては、現在床が湿式であるんですけど、そちらを乾式に、また、現在の児童数を鑑みまして、男子トイレは小便器を4基から2基に、大便器は現在和式が2基、洋式が1基あるんですけど、それを洋式2基、女子トイレにつきましては、便器が今現在和式が5基、洋式が1基あるんですけど、そちらを洋式3基に改修を行うものでございます。あと、1階部分につきましては、車椅子の方がご利用できるようなブースに男子トイレ、女子トイレいずれも改修いたします。

以上でございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 丸山議員。

7番(丸山久志) 二、三点お聞きしたいんですが、まず、13ページの庁舎建設費の用地購入の4,000万円、これ、繰越明許費のところでは1億4,000万円上がってまして、これは合わせて1億8,000万円を土地購入費として見ているということですか。この4,000万円の土地購入費で土地購入が予定量の何%になるのかをお聞きいたします。

それと14ページ、橋梁長寿命化事業の内容と場所が分かれば教えていただきたい。

それと15ページ、給食センターの施設整備で1,100万の減額補正になっておりますが、この減額補正の理由をお聞きします。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 丸山議員のご質問にお答えいたします。

庁舎等建設用地購入ということで今回4,000万円計上させていただいておりますが、これは当初予算で1億円、当時、丸い数字でということで提案をさせていただきましてご可決いただいた1億円と4,000万を足して、それを繰り越すということです。ですから、1億4,000万円分の購入費用ということで繰越しをさせていただいている。ただ、今現在では既に契約なり、ざっと走っていますので、必要に応じて、今年契約できたもの、支払いが終わったものについては今年度に支払いさせていただきますが、繰越明許としては1億4,000万をさせていただいているということでございまして、そういう分が今のところ予定では100%の支払いです。

ですから、4,000万円だけでいきますと、約1億4,000万の4,000万ということで、4,000万の割合でいきますと28から9%ぐらいの費用を今回上げさせていただいているということでございます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 西岡建設課長。

理事(西岡久) 丸山議員のご質問にお答えいたします。

橋梁長寿命化事業の内容及び場所についてでございますけれども、まず、橋梁の点検といたしまして、2橋分を計上しております。場所につきましては、山城多賀駅の中を通過しております山城多賀駅前跨線橋及び野神跨線橋でございます。あと、修繕工事に当たります修繕設計を8橋で考えております。8橋につきましては、上高橋、庵垣内橋、下新造橋、後庵橋、下中川橋、赤阪谷橋、片原橋、下巽谷橋、以上8橋の修繕設計を実施しようと考えております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 奥山学校給食センター所長。

学校給食センター所長（奥山英高） ただいまの丸山議員のご質問にお答えいたします。

給食センター施設整備の減額理由によるものでございます。こちらにつきましては、給水給湯配管改修工事の未執行によるものです。同改修工事につきましては、小・中学校の夏季休業期間中に予定をいたしておりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策のための町内小・中学校の臨時休業に伴い、夏季休業期間が短縮されたため、その期間に行うことができる工事を検討してまいりましたが、部分的にも行える工事がございませんでしたことから、工事請負費の全額を減額するものであります。

なお、同改修工事につきましては、令和3年度の夏季休業期間中に行うことができるよう、令和3年度当初予算案に計上を行っているものでございます。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 13ページの庁舎の土地購入費ですが、最初1億円と見込んでいて、なぜ1億4,000万になったのか。購入に契約もずっと走っているということですから、単価が分かると思うんですけども、坪単価は幾らなのか、場所によって違うのか。いろいろだというのでしたら平均で結構ですけども、お願いします。

14ページの企業立地促進助成の内訳ですね。どの会社にどういうことでお支払いするのか。

それと同じく緊急事態措置の協力金ですけども、飲食店等で時短に応じていただいたところということだと思うんですが、これは予算ですし、これからそういう申請を個別にされるのか、京都府の方にされていて、井手町の場合は、その方々はこれだけの額になるというのか。何件ぐらいがそういう緊急事態措置に協力されて時短されたのか、お願いします。

次は、同じく14ページに町道13号線他760メートルの改良ということで上がっているんですが、地図を見ますと、これ、2か所ですか、3か所ですか。1と書いてあるところが三つあるんですか、二つですか。それぞれ何号線で何メートルなのかという内訳をお願いします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 谷田みさお議員のご質問にお答えします。

まず、当初予算で1億円ということで、これは丸い数字ということで、この冬から春先にかけて契約が動けば直ちに動けるようにということで、予算計上させていただいております。それと、単価につきましては、土地の専門家である不動産鑑定士によりまして、それぞれの土地ごとに算出された単価で積算して、今回その必要費用を積算して計上させていただいております。ただ、単価といえますか、平均単価というのは土地それぞれで今、額が違いますので、今は申し上げることはできませんが、ひとまず不動産鑑定士の積算に基づいて今現在、予算を計上させていただいているということでご理解いただけたらと思います。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 菱本産業環境課長。

産業環境課長(菱本嘉昭) ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、一つ目の企業立地促進助成の内容につきましては、町内への事業場等を設置する企業に対しまして、地域経済の活性化及び雇用の創出を図るための助成金を交付するものでありまして、今回は2社におきまして計画の新規雇用人数をより多く雇用されたため、助成に係る予算が不足するため補正したものであります。内訳につきましては、伊賀屋食品工業株式会社さんが、計画では1名のところ2名雇用されたということでございます。あわせて、株式会社ミツワ製作所につきましても、1名の計画が2名になったということで、2名分の増加分60万円を計上させていただいております。

続きまして、緊急事態措置協力金負担金でございますが、こちらにつきましては、京都府が実施しました緊急事態措置に伴いまして、時短要請を受けられた飲食店等への協力金の支払いでございます。こちらにつきましては、計上しました町負担分につきましては、協力金の負担割合としまして、国が8割、地方が2割ということになっており、この2割分のうち府が3分の2、町が3分の1を負担することとなっております。府より情報提供がございました20店舗の分を計上しているところでございます。

なお、町負担につきましては、当初、緊急事態措置の2月7日までの分を

計上しておりまして、延長分につきましては、京都府が負担することとされております。あわせて、事務費負担分と合わせまして207万を計上させていただきます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 西岡建設課長。

理事(西岡 久) 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

町道13号線他道路改良のそれぞれの内訳についてというご質問かと思えますけれども、図面の方を見ていただきまして、全部で3か所ございます。一番北側につきましては、町道13号線で延長400メートル、図面真ん中辺り、町道18号線200メートル、図面一番下の南側のところにありますのが、町道24の04号線160メートルでございます。

以上でございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 土地の購入ですけど、道の駅の部分を除いて1万平米ぐらいが事業認定されてというような、土地収用法に基づく説明会のときにお話があったんですけど、これは、道の駅も含めて1万3,000平米分の購入費が1億4,000万円ということでしょうか。土地の鑑定が出るまで丸い数字でいくというのは分かるんですけど、用地交渉に入っているということですから、鑑定額が出ているわけです。それは変わらないんですし、一番最低のところから最高のところまで、単価が幾らぐらいから幾らぐらいまでなのかぐらいは言っても何ら支障はないのではないかと。公共の用地ですからね。宇治田原の役場庁舎の鑑定額なんかも、聞いておりましたら非常に高額だったので、これで1万3,000平米が1億4,000万円という総額で計算したら分かるという話ならそれでいいのですが、大体幾らから幾らというのはもう出ていることなので、何も言ってもらったって、交渉によって価格が変わるわけじゃないんですから、いいんじゃないですか。教えてください。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

まず、先ほどのご質問でございますけれども、道の駅の部分につきましては、それは国の方の事業でございますので、全て国の方の費用で購入される予定でございます。今現在、私どもで予定しておりますのが、面積が、先ほどおっしゃっていただいたように、約1万5000平米ほど予定しております。それと今、単価につきましては、先ほどもご意見もありましたけれども、現在、契約がまだ交渉途中ですので、その件については、今回は回答は控えさせていただきますというふうに考えております。

以上です。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第15号、令和2年度井手町一般会計補正予算（第7回）を採決します。

議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。

休憩 午後 3時46分

再開 午後 3時51分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

日程第15、議案第16号、令和2年度井手町水道事業会計補正予算（第1回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中島上下水道課長。

理事（中島一也） それでは、議案第16号、令和2年度井手町水道事業会

計補正予算（第1回）についてご説明申し上げます。

第1条、総則の規定であります。令和2年度井手町水道事業会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第2条、資本的収入及び支出の規定であります。令和2年度井手町水道事業会計（以下「予算」という。）第4条本文括弧書き中、「過年度分損益勘定留保資金3,116万6,000円」を「過年度分損益勘定留保資金5,478万1,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。科目、収入、第1款資本的収入、既決予算額600万3,000円、補正予算額36万8,000円、合計637万1,000円。第5項負担金、既決予算額1,000円、補正予算額36万8,000円、合計36万9,000円であります。

なお、今回の補正につきましては、消火栓の移設工事に伴う負担金が確定したことによる所要額を計上させていただいたところであります。

1ページをお開き願います。令和2年度井手町水道事業会計補正予算（第1回）実施計画であります。

資本的収入及び支出の収入であります。

1款資本的収入、既決予定額600万3,000円、今回36万8,000円を追加し、計637万1,000円。5項負担金、既決予算額1,000円、今回36万8,000円を追加し、計36万9,000円。1目負担金、既決予算額1,000円、今回36万8,000円を追加し、計36万9,000円であります。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 7ページの消火栓設置負担金について、負担金ということは、本町の水道でやったのではなくて、誰かが移設してくれたものを負担するんですか。なぜ設置したんですか。1基ですか、どこですか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 森田上下水道課参事。

上下水道課参事（森田 肇） ただいまの谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

まず、負担金につきましては、先ほどの一般会計の補正の方にも計上されておりましたとおり、水道の方で工事を行いまして、その分について一般会計から財政支援を受けるものでございます。

なぜかというのは、水道の方で整備を行った際に、その経費負担を一般会計に求めるという公営企業法なり消防法の根拠によるものでございます。

1基かどうかは、1基でございまして、町道3-3号線の整備の際に消火栓を移設する必要がございましたので、その経費の負担を求めるものでございます。

以上です。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第16号、令和2年度井手町水道事業会計補正予算（第1回）を採決します。

議案第16号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第17号、令和2年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第2回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中島上下水道課長。

理事（中島一也） それでは、議案第17号、令和2年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第2回）についてご説明申し上げます。

令和2年度井手町の多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算(第2回)は、

次に定めるところによる。

第1条、繰越明許費の規定であります。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

なお、今回の補正につきましては、9月議会で予算をご可決いただきました国道城陽井手木津川バイパス配水管整備事業の基本設計に関しまして、国道バイパスの設計等と進捗を合わせるため、翌年度に繰り越すものです。

1 ページをお開き願います。第1表繰越明許費であります。

2 款事業費、1 項建設事業費、事業名、配水管整備事業、金額800万円。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第17号、令和2年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第2回）を採決します。

議案第17号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第18号、令和2年度井手町介護保険特別会計補正予算（第3回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝） それでは、議案第18号、令和2年度井手町介護保険特別会計補正予算（第3回）につきましてご説明申し上げます。

令和2年度井手町の介護保険特別会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ800万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,392万6,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

なお、今回の補正につきましては、基金運用益の積立て及び繰越金を介護給付費準備基金に積み立て、取崩しを行うことにより、第8期介護保険料の軽減を行うための所要額の補正であります。

それでは、5ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明申し上げます。

歳入であります。6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、今回1,000円を追加し、計3万8,000円、利子及び配当金の1,000円であります。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、今回800万円を追加し、計3,771万2,000円、前年度繰越金の800万円であります。

次の6ページをご覧ください。

歳出であります。4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、今回800万1,000円を追加し、計803万8,000円、財源内訳といたしまして、その他の1,000円、一般財源の800万円であります。積立金の800万1,000円あります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　3ページで見ましたら、繰越金が補正前に2,971万2,000円だった。今回800万を加えて3,771万円。これ、前年度の決算で繰越金は全部で幾らだったんですか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝） 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

令和元年度決算の繰越額は3,834万8,286円となっております。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第18号、令和2年度井手町介護保険特別会計補正予算（第3回）を採決します。

議案第18号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第19号、令和2年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中島上下水道課長。

理事（中島一也） それでは、議案第19号、令和2年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）についてご説明申し上げます。

令和2年度井手町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,099万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,896万5,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費の補正の規定であります。繰越明許費の追加は、「第2

表繰越明許費補正」による。

第3条、地方債の補正の規定であります。地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

なお、今回の補正につきましては、年度末に当たり、事業の精算見込み等による所要額を計上させていただいたところであります。

それでは、3ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正であります。

2款事業費、1項事業費、事業名、面整備事業、金額1,800万円。

次のページをお開き願います。第3表地方債補正であります。

起債の目的、下水道事業債、今回410万円を減額いたしまして、限度額を7,980万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変わりありません。

7ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明申し上げます。

まず歳入であります。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、今回2,069万4,000円を減額し、計1億9,953万9,000円、一般会計繰入金2,069万4,000円の減であります。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、今回1,380万円を追加し、計1,380万1,000円、前年度繰越金1,380万円であります。

6款町債、1項町債、1目下水道事業債、今回410万円を減額し、計7,980万円、流域下水道事業債410万円の減であります。

1枚めくっていただきまして、歳出であります。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、今回590万円を減額し、計1億2,165万5,000円、財源内訳といたしまして、一般財源590万円の減であります。委託料150万円の減、負担金補助及び交付金440万円の減であります。2目施設維持費(汚水)、今回100万円を減額し、計528万6,000円、財源内訳といたしまして、100万円の減であります。工事請負費100万円の減であります。

2款事業費、1項事業費、1目公共下水道事業費(汚水)、補正額に増減ございません。委託料300万円の減、工事請負費300万円あります。3目流域下水道事業費、今回409万4,000円を減額し、計1,031万円あります。財源内訳といたしまして、地方債410万円の減、一般財源6,000円あります。負担金補助及び交付金409万4,000円の減

であります。

3 款公債費、1 項公債費、2 目利子、財源組替でありまして、財源内訳といたしまして、その他 2, 0 6 9 万 4, 0 0 0 円の減、一般財源 2, 0 6 9 万 4, 0 0 0 円であります。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお）　3 ページ、面整備事業が 1, 8 0 0 万繰越しになっているんですけども、これ、どこの場所の分でしょうか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　森田上下水道課参事。

上下水道課参事（森田　肇）　ただいまの谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

3 ページの繰越明許費の内訳ですけれども、令和 2 年度の補助事業の面整備の残額、それにつきまして、令和 3 年度に早期に整備が必要となります新庁舎の整備事業に充当するために、繰越しを今回行うものでございます。

以上です。

議長（西島寛道）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第 1 9 号、令和 2 年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 回）を採決します。

議案第 1 9 号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道）　挙手全員です。したがって、議案第 1 9 号は原案のお

り可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は3月10日午前10時から会議を開きます。

散会 午後 4時10分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 西 島 寛 道

署名議員 脇 本 尚 憲

署名議員 丸 山 久 志